| ID | 所管部署 | 例規名 | 根拠条項 | 処分の名称 | 基準規定 | 処分種別 | 聴聞・弁明手 続(不利益の み) | 個票備考 |
|---------|-------|----------------------------------|---------|--|---|------------------|------------------------|--|
| 500100A | 市民税課 | 茂原市自動車の臨時運行許可に関す る規則 | 第8条第2項 | 許可証及び番号標の再交付 | 茂原市自動車の臨時運行許可に関する 規則第8条 | 申請に対する処分 | | |
| 500200A | 防災対策課 | 茂原市防災行政無線戸別受信機貸与 規則 | 第4条 | 貸与の決定 | 茂原市防災行政無線戸別受信機貸与規 則第2条、第3条、第4条 | 申請に対する処分 | | |
| 500300A | 防災対策課 | 茂原市防災行政無線戸別受信機貸与 | 第15条第1項 | 貸与の取消し | 茂原市防災行政無線戸別受信機貸与規 | 不利益処分 | | |
| 500400A | 都市計画課 | 規則 茂原市自転車駐車場の設置及び管理 に関する条例 | 第5条第1項 | 使用の許可 | 則第15条 茂原市自転車駐車場の設置及び管理に 関する条例第5次 茂原市自転車駐車場の管理及び運営に 関する規則第2条 | 申請に対する処分 | | |
| 500500A | 都市計画課 | 茂原市自転車駐車場の設置及び管理 に関する条例 | 第6条第1項 | 使用の許可の取消し等 | 茂原市自転車駐車場の設置及び管理に 関する条例第6条 | 不利益処分 | | |
| 500600A | 都市計画課 | 茂原市自転車駐車場の設置及び管理 に関する条例 | 第8条第1項 | 使用料の徴収 | 茂原市自転車駐車場の設置及び管理に 関する条例第8条、別表 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 500700A | 都市計画課 | 英原本白転車駐車場の設置 ひび答理 | 第9条 | 使用料の減免 | 茂原市自転車駐車場の設置及び管理に 関する条例第9条 茂原市自転車駐車場の管理及び運営に 関する規則第4条 | 申請に対する処分 | | |
| 500800A | 都市計画課 | 茂原市自転車駐車場の設置及び管理 に関する条例 | 第10条 | 使用料の還付 | 茂原市自転車駐車場の設置及び管理に 関する条例第10条 茂原市自転車駐車場の管理及び運営に 関する規則第5条 | 申請に対する処分 | | |
| 500900A | 都市計画課 | 茂原市自転車駐車場の設置及び管理 に関する条例 | 第14条第1項 | 駐車場内の放置自転車等の措 置 | 茂原市自転車駐車場の設置及び管理に 関する条例第14条 | 不利益処分 | | |
| 501000A | 都市計画課 | 茂原市自転車駐車場の設置及び管理 に関する条例 | 第14条第2項 | 保管した自転車等の処分(茂原 市自転車等放置防止に関する 条例第13条第3項準用) | 茂原市自転車駐車場の設置及び管理に 関する条例第14条 茂原市自転車等放置防止に関する条例 第13条 | 不利益処分 | | |
| 501100A | 都市計画課 | 茂原市自転車駐車場の設置及び管理 に関する条例 | 第14条第2項 | 撤去した自転車等の処分(茂原 市自転車等放置防止に関する 条例第13条第4項準用) | 茂原市自転車駐車場の設置及び管理に 関する条例第14条 茂原市自転車等放置防止に関する条例 第13条 | 不利益処分 | | |
| 501200A | 都市計画課 | 茂原市自転車駐車場の設置及び管理 に関する条例 | 第14条第2項 | 撤去及び保管等に要する費用 の徴収(茂原市自転車等放置防 止に関する条例第14条第1項準 用) | 茂原市自転車駐車場の設置及び管理に 関する条例第14条 茂原市自転車等放置防止に関する条例 第14条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 501300A | 都市計画課 | に関する余例 | 第14条第2項 | 撤去及び保管等に要する費用 の免除(茂原市自転車等放置防 止に関する条例第14条第3項準 用) | 茂原市自転車駐車場の設置及び管理に 関する条例第14条 茂原市自転車等放置防止に関する条例 第14条 | 申請に対する処分 | | |
| 501400A | 都市計画課 | 茂原市自転車駐車場の管理及び運営 に関する規則 | 第3条第2項 | 使用許可の変更等の許可 | 茂原市自転車駐車場の管理及び運営に 関する規則第3条 | 申請に対する処 分 | | |
| 501500A | 都市計画課 | 茂原市自転車駐車場の管理及び運営 に関する規則 | 第6条 | 定期使用券等の再交付 | 茂原市自転車駐車場の管理及び運営に 関する規則第6条 | 申請に対する処 分 | | |
| 501600A | 都市計画課 | 茂原市自転車等放置防止に関する条 例 | 第10条 | 放置禁止区域内における放置 自転車等の移動命令等 | 茂原市自転車等放置防止に関する条例 第10条 | 不利益処分 | | |
| 501700A | 都市計画課 | 茂原市自転車等放置防止に関する条 例 | 第11条 | 放置禁止区域内における放置 自転車等の措置 | 茂原市自転車等放置防止に関する条例 第11条 | 不利益処分 | | |
| 501800A | 都市計画課 | 茂原市自転車等放置防止に関する条 例 | 第12条第1項 | 放置禁止区域外における放置 自転車等の移動命令等 | 茂原市自転車等放置防止に関する条例 第12条 | 不利益処分 | | |
| 501900A | 都市計画課 | 茂原市自転車等放置防止に関する条例 | 第12条第2項 | 放置禁止区域外における放置自転車等の措置 | 茂原市自転車等放置防止に関する条例 第12条 茂原市自転車等放置防止に関する条例 施行規則第4条 | 不利益処分 | | |
| 502000A | 都市計画課 | 茂原市自転車等放置防止に関する条 例 | 第13条第3項 | 保管した自転車等の処分 | 茂原市自転車等放置防止に関する条例 第13条 茂原市自転車等放置防止に関する条例 施行規則第9条 | 不利益処分 | | |
| 502100A | 都市計画課 | 茂原市自転車等放置防止に関する条 例 | 第13条第4項 | 撤去した自転車等の即時処分 | 茂原市自転車等放置防止に関する条例 第13条 | 不利益処分 | | |
| 502200A | 都市計画課 | 茂原市自転車等放置防止に関する条 例 | 第14条第1項 | 撤去及び保管等に要する費用 の徴収 | 茂原市自転車等放置防止に関する条例 第14条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 502300A | 都市計画課 | 茂原市自転車等放置防止に関する条 例 | 第14条第3項 | 撤去及び保管等に要する費用 の免除 | 茂原市自転車等放置防止に関する条例 第14条 茂原市自転車等放置防止に関する条例 施行規則第13条 | 申請に対する処分 | | |
| 502400A | 総務課 | | 第11条第1項 | 開示請求に対する決定 | 茂原市情報公開条例第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条 条 茂原市情報公開条例施行規則第3条 | 申請に対する処分 | | |
| 502450A | 総務課 | | 第15条第1項 | 手数料の徴収 | 茂原市情報公開条例第15条、別表 茂原市情報公開条例第15条 | 不利益処分 申請に対する処 | 適用除外 | |
| 502460A | 総務課 | | 第15条第4項 | 手数料の減免 | 茂原市情報公開条例施行規則第10条 茂原市職員の退職管理に関する条例第6 | 分 | 弁明の機会の | |
| 502900A | 職員課 | 茂原市職員の退職管理に関する条例 | 第6条 | 過料 | 条 | 不利益処分 | 付与 | 別表(1)~(6)、 |
| 503000A | 市民課 | 茂原市手数料条例 | 第4条第1項 | 手数料の徴収 | 茂原市手数料条例第2条、第4条、別表 | 不利益処分 | 適用除外 | (37)~(44)に規 定する手数料 |
| 503000B | 建築課 | 茂原市手数料条例 | 第4条第1項 | 手数料の徴収 | 茂原市手数料条例第2条、第4条、別表 | 不利益処分 | 適用除外 | 別表(7)~(23)に 規定する手数 料 別表(26)、 |
| 503000C | 市民税課 | 茂原市手数料条例 | 第4条第1項 | 手数料の徴収 | 茂原市手数料条例第2条、第4条、別表 | 不利益処分 | 適用除外 | (28)、(34)~ (36)、(38)に規 定する手数料 別表(27)~(30) |
| 503000D | 環境保全課 | 茂原市手数料条例 | 第4条第1項 | 手数料の徴収 | 茂原市手数料条例第2条、第4条、別表 | 不利益処分 | 適用除外 | に規定する手数 料 |
| 503000E | 農政課 | 茂原市手数料条例 | 第4条第1項 | 手数料の徴収 | 茂原市手数料条例第2条、第4条、別表 | 不利益処分 | 適用除外 | 別表(31)に規定 する手数料 |
| 503000G | 総務課 | 茂原市手数料条例 | 第4条第1項 | 手数料の徴収 | 茂原市手数料条例第2条、第4条、別表 | 不利益処分 | 適用除外 | 別表(45)、(47) に規定する手数 料 |
| 5030001 | 都市計画課 | 茂原市手数料条例 | 第4条第1項 | 手数料の徴収 | 茂原市手数料条例第2条、第4条、別表 | 不利益処分 | 適用除外 | 別表(25)に規定 する手数料 |
| 503100A | 市民課 | 茂原市手数料条例 | 第5条 | 手数料の減免 | 茂原市手数料条例第5条 | 申請に対する処分 | | 別表(1)~(6)、 (37)~(44)に規 定する手数料 |
| 503100B | 建築課 | 茂原市手数料条例 | 第5条 | 手数料の減免 | 茂原市手数料条例第5条 | 申請に対する処分 | | 別表(7)~(23)に 規定する手数 料 別表(26)、 |
| 503100C | 市民税課 | 茂原市手数料条例 | 第5条 | 手数料の減免 | 茂原市手数料条例第5条 | 申請に対する処分 | | (28)、(34)~ (36)、(38)に規 定する手数料 |
| 503100D | 環境保全課 | 茂原市手数料条例 | 第5条 | 手数料の減免 | 茂原市手数料条例第5条 | 申請に対する処 分 | | 別表(27)~(30) に規定する手数 料 |

| ID | 所管部署 | 例規名 | 根拠条項 | 処分の名称 | 基準規定 | 処分種別 | 聴聞・弁明手 続(不利益の み) | 個票備考 |
|----------|-------------------|-----------------------------------|----------------------|------------------------|---|-------------------------|------------------------|--|
| 503100E | 農政課 | 茂原市手数料条例 | 第5条 | 手数料の減免 | 茂原市手数料条例第5条 | 申請に対する処 分 | ,, | 別表(31)に規定 する手数料 |
| 503100G | 総務課 | 茂原市手数料条例 | 第5条 | 手数料の減免 | | カ 申請に対する処 分 | | 別表(45)、(47) に規定する手数 料 |
| 503100I | 都市計画課 | 茂原市手数料条例 | 第5条 | 手数料の減免 | 茂原市手数料条例第5条 | 申請に対する処分 | | 別表(25)に規定 する手数料 |
| 503200A | 市民課 | 茂原市手数料条例 | 第8条 | 過料 | 茂原市手数料条例第8条 | 不到 | 弁明の機会の 付与 | 別表(1)~(6)、(37)~(44)に規定する手数料 |
| 503200B | 建築課 | 茂原市手数料条例 | 第8条 | 過料 | 茂原市手数料条例第8条 | 不利益処分 | 弁明の機会の 付与 | 別表(7)~(23)に 規定する手数 料 |
| 503200C | 市民税課 | 茂原市手数料条例 | 第8条 | 過料 | 茂原市手数料条例第8条 | 不利益処分 | 弁明の機会の 付与 | 別表(26)、 (28)、(34)~ (36)、(38)に規 定する手数料 |
| 503200D | 環境保全課 | 茂原市手数料条例 | 第8条 | 過料 | 茂原市手数料条例第8条 | 不利益処分 | 弁明の機会の 付与 | 別表(27)~(30) に規定する手数 料 |
| 503200E | 農政課 | 茂原市手数料条例 | 第8条 | 過料 | 茂原市手数料条例第8条 | 不利益処分 | 弁明の機会の 付与 | 別表(31)に規定 する手数料 |
| 503200G | 総務課 | 茂原市手数料条例 | 第8条 | 過料 | 茂原市手数料条例第8条 | 不利益処分 | 弁明の機会の 付与 | 別表(45)、(47) に規定する手数 料 |
| | | 茂原市手数料条例 | 第8条 | 過料 | | 不利益処分 | 弁明の機会の 付与 | 別表(25)に規定 する手数料 |
| | 管財課 防災対策課 | 茂原市延滞金徴収条例 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第1項 第2条第1項 | 延滞金の納付 延滞金の納付 | | 不利益処分 不利益処分 | 適用除外 適用除外 | |
| 503300C | 社会福祉課 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第1項 | 延滞金の納付 | 茂原市延滞金徵収条例第2条、第3条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| | 障害福祉課 子育て支援課 | 茂原市延滞金徴収条例 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第1項 第2条第1項 | 延滞金の納付 延滞金の納付 | | 不利益処分 不利益処分 | 適用除外 適用除外 | |
| 503300F | 農政課 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第1項 | 延滞金の納付 | 茂原市延滞金徴収条例第2条、第3条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| | 環境保全課 商工観光課 | 茂原市延滞金徴収条例 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第1項 第2条第1項 | 延滞金の納付 延滞金の納付 | | 不利益処分 不利益処分 | 適用除外 適用除外 | |
| | 土木建設課 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第1項 | 延滞金の納付 | | 不利益処分 | 適用除外 | |
| | 土木管理課 都市計画課 | 茂原市延滞金徴収条例 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第1項 第2条第1項 | 延滞金の納付 延滞金の納付 | | 不利益処分 不利益処分 | 適用除外適用除外 | |
| 503300L | 建築課 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第1項 | 延滞金の納付 | 茂原市延滞金徴収条例第2条、第3条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| | 都市整備課 下水道課 | 茂原市延滞金徴収条例 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第1項 第2条第1項 | 延滞金の納付 延滞金の納付 | | 不利益処分 不利益処分 | 適用除外 適用除外 | |
| 503300O | 本納支所 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第1項 | 延滞金の納付 | 茂原市延滞金徴収条例第2条、第3条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| | 教育総務課 体育課 | 茂原市延滞金徴収条例 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第1項 第2条第1項 | 延滞金の納付 延滞金の納付 | | 不利益処分 不利益処分 | 適用除外 適用除外 | |
| FORMORD | 美術館·郷土資 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第1項 | 延滞金の納付 | | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 5033005 | 料館 東部台文化会 館 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第1項 | 延滞金の納付 | 茂原市延滞金徵収条例第2条、第3条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| | 本納公民館 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第1項 | 延滞金の納付 | | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 503300\/ | 学校給食セン | 茂原市延滞金徴収条例 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第1項 第2条第1項 | 延滞金の納付 延滞金の納付 | | 不利益処分 | 適用除外 | |
| | ター 管財課 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徵収条例第2条 | 申請に対する処分 | | |
| 503400B | 防災対策課 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徵収条例第2条 | 申請に対する処 分 | | |
| 503400C | 社会福祉課 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徵収条例第2条 | 申請に対する処分 | | |
| 503400D | 障害福祉課 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徵収条例第2条 | 申請に対する処分 | | |
| 503400E | 子育て支援課 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徵収条例第2条 | 申請に対する処 分 | | |
| 503400F | 農政課 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徵収条例第2条 | 申請に対する処 分 | | |
| 503400G | 環境保全課 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徵収条例第2条 | 申請に対する処 分 | | |
| 503400H | 商工観光課 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 延滞金の減免 | 及原印延佈並嵌収未例第2末 | 申請に対する処 分 | | |
| 5034001 | 土木建設課 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 延滞金の減免 | 戊原甲延滞並徴収宋例第2宋 | 申請に対する処 分 | | |
| 503400J | 土木管理課 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 延滞金の減免 | 及原印延滞並徴収未例第2条 | 申請に対する処分 | | |
| 503400K | 都市計画課 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 延滞金の減免 | 戊原甲延滞並徵収呆例第2条 | 申請に対する処 分 申請に対する処 | | |
| 503400L | 建築課 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 延滞金の減免 | 戊原市延滞並倒収余例第2余 | 分 | | |
| 503400M | 都市整備課 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 延滞金の減免 | 及原印延佈並嵌収未例第2末 | 申請に対する処分 | | |
| | 下水道課 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 延滞金の減免 | 戊原甲延滞並徵収宋例第2宋 | 申請に対する処 分 申請に対する処 | | |
| | 本納支所 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 延滞金の減免 | 及原印建席並與权未例第2末 | 分 申請に対する処 | | |
| | 教育総務課 体育課 | 茂原市延滞金徴収条例 一 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 第2条第2項 | 延滞金の減免延滞金の減免 | 茂原市延滞金徵収条例第2条 茂原市延滞金徵収条例第2条 | 分 申請に対する処 | | |
| 503400P | 羊生妇 细上次 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 延滞金の減免 | | 分 申請に対する処 公 | | |
| 5034005 | 東部台文化会館 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徴収条例第2条 | 申請に対する処分 | | |
| | | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徴収条例第2条 | 申請に対する処分 | | |
| 503400U | 鶴枝公民館 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徴収条例第2条 | 申請に対する処 | | |
| | 学校絵合わい | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 延滞金の減免 | | <u>分</u> 申請に対する処 | | |
| 303400V | ター | | | | 茂原市延滞並倒収余例第2条 | 分 | | |
| | 管財課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第2条第1項 | 使用料の徴収 | 茂原市行政財産使用科条例第2条、第3 条 茂原市行政財産使用料条例第2条、第3 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 503500B | 防災対策課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第2条第1項 | 使用料の徴収 | 条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| | | 茂原市行政財産使用料条例 | 第2条第1項 | 使用料の徴収 | 茂原市行政財産使用料条例第2条、第3 条 茂原市行政財産使用料条例第2条、第3 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| | | 茂原市行政財産使用料条例 | 第2条第1項 | 使用料の徴収 | 茂原市行政財産使用科条例第2余、第3 条 茂原市行政財産使用料条例第2条、第3 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| | | 茂原市行政財産使用料条例 | 第2条第1項 | 使用料の徴収 | 茂原市行政財産使用科条例第2条、第3 条 茂原市行政財産使用料条例第2条、第3 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 503500F | 農政課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第2条第1項 | 使用料の徴収 | 条 | 不利益処分 | 適用除外 | |

| ID | 所管部署 | 例規名 | 根拠条項 | 処分の名称 | 基準規定 | 処分種別 | 聴聞・弁明手 続(不利益の み) | 個票備考 |
|--------------------|-----------------|--|--------|----------------------|------------------------------------|---------------------|------------------------|------|
| 503500G | 環境保全課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第2条第1項 | 使用料の徴収 | 茂原市行政財産使用料条例第2条、第3 条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 503500H | 商工観光課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第2条第1項 | 使用料の徴収 | 茂原市行政財産使用料条例第2条、第3 条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 503500I | 土木建設課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第2条第1項 | 使用料の徴収 | 茂原市行政財産使用料条例第2条、第3 条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 503500J | 土木管理課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第2条第1項 | 使用料の徴収 | 茂原市行政財産使用料条例第2条、第3 条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 503500K | 都市計画課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第2条第1項 | 使用料の徴収 | 茂原市行政財産使用料条例第2条、第3 条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 503500L | 建築課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第2条第1項 | 使用料の徴収 | 茂原市行政財産使用料条例第2条、第3 条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 503500M | 都市整備課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第2条第1項 | 使用料の徴収 | 茂原市行政財産使用料条例第2条、第3 条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 503500N | 下水道課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第2条第1項 | 使用料の徴収 | 茂原市行政財産使用料条例第2条、第3 条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 503500O | 本納支所 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第2条第1項 | 使用料の徴収 | 茂原市行政財産使用料条例第2条、第3 条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 503500P | 教育総務課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第2条第1項 | 使用料の徴収 | 茂原市行政財産使用料条例第2条、第3 条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 503500Q | 体育課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第2条第1項 | 使用料の徴収 | 茂原市行政財産使用料条例第2条、第3 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 503500R | 美術館·郷土資 料館 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第2条第1項 | 使用料の徴収 | 茂原市行政財産使用料条例第2条、第3 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 503500S | 東部台文化会館 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第2条第1項 | 使用料の徴収 | 茂原市行政財産使用料条例第2条、第3 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 503500T | 本納公民館 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第2条第1項 | 使用料の徴収 | 茂原市行政財産使用料条例第2条、第3 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 503500U | 鶴枝公民館 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第2条第1項 | 使用料の徴収 | 茂原市行政財産使用料条例第2条、第3 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 503500V | 学校給食セン | | 第2条第1項 | 使用料の徴収 | 茂原市行政財産使用料条例第2条、第3 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 503550A | ター 管財課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第2条第5項 | 茂原市庁舎内市民室の使用料 | 茂原市行政財産使用料条例第2条、第3 冬 別書第1 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 503600A | 商工観光課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第2条第6項 | の徴収 撮影にかかわる使用料の徴収 | 条、別表第1 茂原市行政財産使用料条例第2条、第3 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 503700A | 管財課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 使用料の減額又は免除 | 条、別表第2 茂原市行政財産使用料条例第5条 | 申請に対する処 | | |
| 503700B | 防災対策課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 使用料の減額又は免除 | 茂原市行政財産使用料条例第5条 | 分 申請に対する処 | | |
| 503700C | 社会福祉課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 使用料の減額又は免除 | 茂原市行政財産使用料条例第5条 | 分 申請に対する処 | | |
| 503700D | 障害福祉課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 使用料の減額又は免除 | 茂原市行政財産使用料条例第5条 | 分 申請に対する処 | | |
| 503700E | 子育て支援課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 使用料の減額又は免除 | 茂原市行政財産使用料条例第5条 | 分 申請に対する処 | | |
| 503700E | 農政課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 使用料の減額又は免除 | 茂原市行政財産使用料条例第5条 | 分 申請に対する処 | | |
| 503700F | 環境保全課 | 茂原市行政財産使用料条例 | | 使用料の減額又は免除 | 茂原市行政財産使用料条例第5条 | 分 申請に対する処 | | |
| | | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | | 茂原市行政財産使用料条例第5条 | 分 申請に対する処 | | |
| 503700H 503700I | 商工観光課 土木建設課 | 茂原市行政財産使用料条例 | | 使用料の減額又は免除使用料の減額又は免除 | 茂原市行政財産使用科条例第5条 | 分 申請に対する処 | | |
| | | | 第5条 | 使用料の減額又は免除 | | 分 申請に対する処 | | |
| 503700J | 土木管理課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | | 茂原市行政財産使用料条例第5条 茂原市行政財産使用料条例第5条 | 分 申請に対する処 | | |
| 503700K | 都市計画課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 使用料の減額又は免除 | | 分 申請に対する処 | | |
| 503700L | 建築課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 使用料の減額又は免除 | 茂原市行政財産使用料条例第5条 | 分申請に対する処 | | |
| 503700M | 都市整備課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 使用料の減額又は免除 | 茂原市行政財産使用料条例第5条 | 分申請に対する処 | | |
| 503700N | 下水道課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 使用料の減額又は免除 | 茂原市行政財産使用料条例第5条 | 分 申請に対する処 | | |
| 503700O | 本納支所 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 使用料の減額又は免除 | 茂原市行政財産使用料条例第5条 | 分申請に対する処 | | |
| 503700P | 教育総務課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 使用料の減額又は免除 | 茂原市行政財産使用料条例第5条 | 分 申請に対する処 | | |
| 503700Q | 体育課 美術館·郷土資 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 使用料の減額又は免除 | 茂原市行政財産使用料条例第5条 | 分 申請に対する処 | | |
| 503700R | 料館 東部台文化会 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 使用料の減額又は免除 | 茂原市行政財産使用料条例第5条 | 分 申請に対する処 | | |
| 503700S | 館 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 使用料の減額又は免除 | 茂原市行政財産使用料条例第5条 | 分 申請に対する処 | | |
| 503700T | 本納公民館 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 使用料の減額又は免除 | 茂原市行政財産使用料条例第5条 | 分 申請に対する処 | | |
| 503700U | 鶴枝公民館 学校給食セン | 茂原市行政財産使用料条例 ———————————————————————————————————— | 第5条 | 使用料の減額又は免除 | 茂原市行政財産使用料条例第5条 | 分 申請に対する処 | | |
| 503700V | ター | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 使用料の減額又は免除 | 茂原市行政財産使用料条例第5条 | 中間に対する処分 申請に対する処 | | |
| 503800A | 管財課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条 | 使用料の還付 | 茂原市行政財産使用料条例第6条 | 分 | | |
| 503800B | 防災対策課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条 | 使用料の還付 | 茂原市行政財産使用料条例第6条 | 申請に対する処分 | | |
| 503800C | 社会福祉課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条 | 使用料の還付 | 茂原市行政財産使用料条例第6条 | 申請に対する処分 | | |
| 503800D | 障害福祉課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条 | 使用料の還付 | 茂原市行政財産使用料条例第6条 | 申請に対する処分 | | |
| 503800E | 子育て支援課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条 | 使用料の還付 | 茂原市行政財産使用料条例第6条 | 申請に対する処分 | | |
| 503800F | 農政課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条 | 使用料の還付 | 茂原市行政財産使用料条例第6条 | 申請に対する処分 | | |
| 503800G | 環境保全課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条 | 使用料の還付 | 茂原市行政財産使用料条例第6条 | 申請に対する処分 | | |
| 503800H | 商工観光課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条 | 使用料の還付 | 茂原市行政財産使用料条例第6条 | 申請に対する処分 | | |
| 5038001 | 土木建設課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条 | 使用料の還付 | 茂原市行政財産使用料条例第6条 | 申請に対する処分 | | |
| 503800J | 土木管理課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条 | 使用料の還付 | 茂原市行政財産使用料条例第6条 | 申請に対する処分 | | |
| 503800K | 都市計画課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条 | 使用料の還付 | 茂原市行政財産使用料条例第6条 | 申請に対する処分 | | |
| 503800L | 建築課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条 | 使用料の還付 | 茂原市行政財産使用料条例第6条 | 申請に対する処分 | | |
| 503800M | 都市整備課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条 | 使用料の還付 | 茂原市行政財産使用料条例第6条 | 申請に対する処分 | | |
| 503800N | 下水道課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条 | 使用料の還付 | 茂原市行政財産使用料条例第6条 | 申請に対する処 分 | | |

| ************************************ | ID | 所管部署 | 例規名 | 根拠条項 | 処分の名称 | 基準規定 | 処分種別 | 聴聞・弁明手 続(不利益の み) | 個票備考 |
|--|---------|--------|------------------|-------------|---------------|--|----------|------------------------|------|
| 1987년 대 | 503800O | 本納支所 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条 | 使用料の還付 | 茂原市行政財産使用料条例第6条 | | | |
| 1985년 - 1 | 503800P | 教育総務課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条 | 使用料の還付 | 茂原市行政財産使用料条例第6条 | | | |
| ### 1997 1997 1997 1997 1997 1997 1997 1 | 503800Q | 体育課 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条 | 使用料の還付 | 茂原市行政財産使用料条例第6条 | 申請に対する処分 | | |
| 2년 전 전 2년 | 503800R | | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条 | 使用料の還付 | 茂原市行政財産使用料条例第6条 | | | |
| 2019년 전 변경보급 | 503800S | 東部台文化会 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条 | 使用料の還付 | 茂原市行政財産使用料条例第6条 | 申請に対する処 | | |
| 2000000 | 503800T | | 茂原市行政財産使用料条例 | 筆6 条 | 使用料の還付 | | 申請に対する処 | | |
| 1995年代 | | | | | | | 申請に対する処 | | |
| 1995年代 | | 学校給食セン | | | | | | | |
| 1958년02 東京市の記載 東京市の報告を持つ | | / | | | | | | | |
| 1955/05 中でで記述 | | | | | | | | | |
| 1995年 1-00世 | 503850D | 子育て支援課 | 茂原市債権管理条例 | 第8条 | 履行期限の繰上げ | 茂原市債権管理条例第8条 | 不利益処分 | | |
| 1900년 1년 대 | 503850F | 下水道課 | 茂原市債権管理条例 | 第8条 | 履行期限の繰上げ | 茂原市債権管理条例第8条 | 不利益処分 | | |
| 「中央工学館」 公司の担当を担当を担しています。 | | | | | | | | | |
| 2009/000 日本社会院 | | | | | | | | | |
| 2005002 大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田 | 503900E | 本納公民館 | 茂原市債権管理条例 | 第11条第1項 | 履行延期 | 茂原市債権管理条例第11条 | 不利益処分 | | |
| 200000 大会産業 1000 100 | 504000A | 国保年金課 | 茂原市債権管理条例 | 第11条第2項 | 履行期限後の履行延期 | 茂原市債権管理条例第11条 | 不利益処分 | | |
| 2009000 | | | | | | | | | |
| 第2.600円 下水道理 下水 | | | | | | | | | |
| 19-94年22 日本会社経営 日本会社経営 日本会社経営 日本会社 日本 | 504000F | 下水道課 | 茂原市債権管理条例 | 第11条第2項 | 履行期限後の履行延期 | 茂原市債権管理条例第11条 | 不利益処分 | | |
| 2010 子育で支護性 三市市政権管理を発生が担対 | | | | | | | | | |
| 20-11002 大田の大田 関連の連続性性を発現が対象 20-21 (日本の) 20-21 | | | | | | | | | |
| 201-2012-14 日本の政党 日本の政 | 504100E | 本納公民館 | 茂原市債権管理条例施行規則 | 第8条第1項第3号 | 延長に係る履行期限の繰上げ | 茂原市債権管理条例施行規則第8条 | 不利益処分 | | |
| 金世紀を興 1942年の | 3041001 | I'小追床 | | <u> </u> | <u> </u> | 茂原市防災行政無線戸別受信機分担金 | 小利量是力 | | |
| 50.4000A 対抗病病を自治性経済が対象性の対象 対抗病病を自治性経済が対象性 対抗病病を自治性経済が対象性 対抗病病を自治性経済 対抗病病の対象性 対抗病病の対象性 対抗病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病病 | 504200A | 防災対策課 | | 第2条 | 分担金の徴収 | 茂原市防災行政無線戸別受信機貸与規 則第6条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 104400A | 504300A | 防災対策課 | | 第5条 | 分担金の減免 | 徴収条例第5条 茂原市防災行政無線戸別受信機貸与規 | | | |
| 504500A 学校教育技 展示市立特祖國理規則 無必条第1項 世界中止命令 原质市立均相國理規則別の条 不利益長分 1 | 504400A | 学校教育課 | 茂原市立幼稚園管理規則 | 第20条 | 入園及び利用の許可 | 茂原市立幼稚園管理規則第18条、第20 | 申請に対する処 | | |
| 504700A 学校教育技 長原市立地種國疾育料の微似に開す 第2条 保育料の微效 原面市立地推翻集育料の微观に関する 不利益起分 の | | | | | | 茂原市立幼稚園管理規則第30条 | | | |
| 50-84-001-0 学校委育課 5条例 第2条 1年料の回収 2月 2月 2月 2月 2月 2月 2月 2 | 504600A | 学校教育課 | 茂原市立幼稚園管理規則 | 第30条第2項 | 退園命令 | | 不利益処分 | | |
| 空校教育第 最低市立分類國演育和の機切に関す。 | 504700A | 学校教育課 | | 第2条 | 保育料の徴収 | 茂原市立幼稚園の保育料に関する規則 第3条、第4条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 505000A 中央 1 | 504800A | 学校教育課 | | 第4条 | 保育料の減免 | 条例第4条 茂原市立幼稚園の保育料に関する規則 | | | |
| 205000A | 504900A | 学校教育課 | | 第5条 | 保育料の還付 | | | | |
| 505100A 対金食質セン 表展市社会教育センターの設置及び 第6条第1項 使用的許可の取消し等 茂原市社会教育センターの設置及び管理 不利益処分 第6条第1項 使用料の減免 茂原市社会教育センターの設置及び 理目に関する条例 第6条第1項 使用料の減免 茂原市社会教育センターの設置及び 理目に関する条例 元原市社会教育センターの設置及び 理目に関する条例 元原市社会教育との表例 元原市社会教育との表例 元原市社会教育との表例 元原市社会教育との表例 元原市社会教育と表例 元原市社会教育と表別 元原市社会教育と表例 元原市社会教育と表例 元原市社会教育と表例 元原市社会教育を表例 元原市社会教育を表例 元原市社会教育及び管理に関する条例 元原市社会教育を表例 元原市社会教育を表例 元原市社会教育及び管理に関する条例 元原市社会教育を表例 元原市社会教の企業及び管理に関する条例 元原市社会教育を表例 元原市社会教育を表例 元原市社会教育を表例 元原市社会教育を表例 元原市社会教育を表例 元原市社会教育を表例 元原市社会教育を表例 元原本会教育を表例 元原本会教育を表例 元原本会教育を表例 元原本会教育を表例 元原本会教育を表例 元原本会教育を表例 元原本会教育を表例 元原本会教育を表列 | 505000A | | | 第4条第1項 | 使用の許可 | に関する条例第4条、第5条 茂原市社会教育センターの管理及び運営 | | | |
| 505200A 社会教育セン 長原市社会教育センターの設置及び 第4条第1項 使用料の徴収 芸顔市立教育センターの設置及び管理に関する条例 不利益処分 週用除外 205300A 社会教育センターの設置及び管理に関する条例 芸原市社会教育センターの設置及び管理 世間する条例 世間する条例 世間する条例 世間する条例 世間する条例 世間する条例 世間する条例 世間である条例 世間である条列 世間である条列 世間である条列 世間である条列 世間である条列 世間である条列 世間である条列 世間である条列 第5条 世間の許可 大阪市の定館の設置及び管理に関する条列 中間に対する処分 中間に対する処分 大阪市の定配の設置及び管理に関する条列 中間に対する処分 中間に対する処分 中間に対する処分 中間に対する処分 中間に対する処分 年間に対する処分 年間に対する条例第19条 年間に対する処分 年間に対する処分 年間に対する処分 年間に対する処分 年間に対するの 年間に対するの | 505100A | 社会教育セン | | 第6条第1項 | 使用の許可の取消し等 | 茂原市社会教育センターの設置及び管理 | 不利益処分 | | |
| 対点数有センターの設置及び管理に関する条例 使用料の減免 芸原市社会教育センターの設置及び管理 に関する条例 使用料の減免 芸原市社会教育センターの管理及び運営 に関する条例 使用料の減免 芸原市社会教育センターの管理及び運営 に関する条例 対点対する処分 対点対する処分 対点対する処分 対点対する処分 対点対する処分 対点が対象性に関する条例 使用料の適付 芸原市社会教育センターの管理及び運営 に関する条例 使用料の適付 芸原市社会教育センターの管理及び管理 に関する条例 使用外の適付 芸原市社会教育センターの管理及び管理 に関する条例 使用外の適付 芸原市社会教育センターの管理及び管理 に関する条例 世話に対する処分 世話に対する処別第10条 世話に対する処別 世話に対する処分 世話に対する処別 世話に対する処分 世話に対する処分 世話に対する処別 世話に対する条例 世話に対する条例 世述に対する条例 世述と述述がは対する条例 世述と述述がは対する条例 世述と述述がは対する条例 世述と述述がは対する条例 世述 | 505200A | | 茂原市社会教育センターの設置及び | 第8条第1項 | 使用料の徴収 | 茂原市社会教育センターの設置及び管理 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 205300A ター 管理に関する条例 第98条第1項 医科科の孤光 茂原市社会教育センターの管理及び運営 た関する契則第12条 京原市社会教育センターの設置及び管理に関する条例 東浦に対する処分分 京原市社会教育センターの設置及び管理に関する条例 東浦に対する処分分 京原市社会教育センターの管理及び運営 東浦に対する処分分 京原市社会教育センターの管理及び運営 東浦に対する処分分 京原市社会教育センターの管理及び運営 東浦に対する処分分 京原市社会教育センターの管理及び運営 東浦に対する処分分 京原市公民館の設置及び管理に関する条例 京原市公民館を設定に関する規則第17条 京原市公民館の設置及び管理に関する条例 京原市公民館の設置及び管理に関する条例 京原市公民館の設置及び管理に関する条例 京原市公民館の設置及び管理に関する条例 京原市公民館の設置及び管理に関する条例 京原市公民館の設置及び管理に関する条列 市浦に対する処分 京原市公民館の設置及び管理に関する条列 京原市公民館の設置及び管理に関する条列 京原市公民館を記し関する規則第18条 京原市公民館の設置及び管理に関する条列 京原市公民館を記し関する規則第18条 京原市公民館を記し関する条列 京原市公民館を記し関する規則第18条 京原市公民館を記し関する規則第18条 京原市公民館の設置及び管理に関する条列 京原市公民館を定じ関する条列 京原市公民館の設置及び管理に関する条列 京原市公民館を定じする条列 京原市公民館を定じする条列 京原市公民館を定じする条列 京原市公民館を定じするを記されている。 京原市公民館を定じするを記されている。 京原市に対するを記されている。 京原市に対するを記されている。 京原市公民館を定じするを記されている。 京原市公民館の記されている。 京原市公民館の設定を定じする。 京原市公民館の設定を定じする。 京原市公民館の設定を定じする。 京原市公民館の設定を定じする。 京原市公民館の設定を定じする。 京原市公民館の設定を定じする。 京原市公民館の設定を定じする。 京原市公民館の設定を定じする。 京原市公民館の定じする。 京原市公民館の定じする。 京原市公民館の定じする。 京原市公民館の定じする。 京原市公民館の定じする。 京原市公民館の定じする。 京原市公民館の定じする。 | | | | | | 茂原市社会教育センターの設置及び管理 | | | |
| 255400A 大会教育センターの設置及び 管理に関する条例 使用料の選付 に関する条例第3条 に関する条例第3条 使用料の選付 定関する条例第3条 表は条 表は 表は 表は 表は 表は 表は | 505300A | | | 第8条第1項 | 使用料の減免 | 茂原市社会教育センターの管理及び運営 に関する規則第12条 | | | |
| 505500A 本納公民館 大阪市公民館の設置及び管理に関す 第7条 使用の許可 条例第7条、第6条 茂原市公民館の設置及び管理に関する 大阪市公民館の設置及び管理に関する 大阪市の公民館を対する 大阪市の公民館を 大阪市の公民館を 大阪市の公民館を 大阪市の公民館を 大阪市の公民館を 大阪市の公民館を 大阪市の公民館を 大阪市の公民館を 大阪市のの公民館を 大阪市の公民館を 大阪市の公民館を 大阪市の公民館を 大阪市の公民館を 大阪市の公民館を 大阪市の公民館を 大阪市の公 | 505400A | | | 第8条第3項 | 使用料の還付 | に関する条例第8条 茂原市社会教育センターの管理及び運営 に関する規則第13条、第14条 | | | |
| 「京の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の | 505500A | 本納公民館 | | 第7条 | 使用の許可 | 条例第7条、第8条 茂原市公民館管理に関する規則第15条 | // | | |
| 505000A 本納公民館 る条例 第39条第1項 使用計可の取消し等 条例第9条 不利益処分 表例第9条 表例第0条 表例第10条第1項 使用料の微収 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例第10条、別表 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例第10条、別表 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例第10条、別表 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例第10条、別表 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例第10条 大原市公民館の設置及び管理に関する条例第10条 大原市公民館管理に関する規則第17条 大原市公民館の設置及び管理に関する条例第10条 大原市公民館管理に関する規則第17条 大原市公民館管理に関する規則第17条 大原市公民館管理に関する規則第18条 大原市公民館管理に関する表例第10条 大原市公民館管理に関する規則第18条 大原市公民館管理に関する条例第10条 大原市公民館管理に関する条列第10条 大原市公民館管理に関する条列第10条 大原市公民館では、大原門のと見のの民館では、大原市公民館では、大原市公民館では、大原市公民館では、大原市公民館では、大原市公民館では、大原市公民館では、大原市公民館では、大原市公民館では、大原市公民館では、大原市公民館では、大原市公民館では、大原的のと、大原的の民館では、大原的の民館では、大原市公民館では、大原市公民館では、大原的の民館では、大原市公民館では、大原市公民館では、大原市公民館では、大原市公民館では、大原市公民館では、大原的の民館では、大原的の民館では、大原的の民館では、大原的の民館では、大原的、大原的の民館では、大原・大原的の民館では、大原的の民館では、大原的、大原的、大原的、大原的、大原的、大原的、大原的、大原的、大原的、大原的 | | | る条例 | | | 条例第7条、第8条 茂原市公民館管理に関する規則第15条 | 分 | | |
| 505000B 1847公民館 3条例 第9条第1項 1747年2月 1747年2月 | | | る条例 | | | 条例第9条 | | | |
| 505700B 3条例 第10条第1項 使用料の徴収 条例第10条、別表 不利益処分 適用除外 表例第10条、別表 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例 第10条第1項 使用料の徴収 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例第10条、別表 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例第10条 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例第10条 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例第10条 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例第10条 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例第10条 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例第10条 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例第10条 大原市公民館の設置及び管理に関する条例第10条 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例第10条 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例第10条 大原市公民館の設置及び管理に関する条例第10条 大原市公民館で設置及び管理に関する表別第18条 大原市公民館で設置及び管理に関する表別第18条 大原市公民館で設置及び管理に関する条例第9条 大原市公民館管理に関する条例第9条 大原市文化財の保護に関する条例第9条 大原市文化財の保護に関する条例 大原市文化財の保護に関する条例 大原市文化財の保護に関する条例 大原市文化財の保護に関する条例 大原市文化財の保護に関する条例 大原市文化財の保護に関する条例 大原市文化財の財政・保護に関する条例 大原市文化財政・関する条列 大原市文化財政・大原・大原・大原市文化財政・大原・大原・大原・大原・大原・大原・大原・大原・大原・大原・大原・大原・大原・ | 505600B | 鶴枝公民館 | る条例 | 第9条第1項 | 使用許可の取消し等 | 条例第9条 | 不利益処分 | | |
| 505800A 本納公民館 る条例 第10条第1項 使用料の減免 条例第10条、別表 表例第10条、別表 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例 第10条第1項 使用料の減免 茂原市公民館の設置及び管理に関する規則第17条 技原市公民館の設置及び管理に関する条例 第10条第1項 使用料の減免 茂原市公民館の設置及び管理に関する規則第17条 技原市公民館の設置及び管理に関する条例 第10条第1項 使用料の減免 茂原市公民館の設置及び管理に関する規則第17条 大原市公民館の設置及び管理に関する規則第17条 大原市公民館の設置及び管理に関する条例 第10条第3項 使用料の還付 茂原市公民館の設置及び管理に関する場別第18条 中請に対する処分 大原市公民館の設置及び管理に関する条例第10条 表例第10条 表別第10条 表別第10条 | 505700A | 本納公民館 | | 第10条第1項 | 使用料の徴収 | | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 方の5800A 本納公民館 茂原市公民館の設置及び管理に関す 第10条第1項 使用料の減免 茂原市公民館の設置及び管理に関する 申請に対する処分 分別 分別 分別 分別 分別 分別 分別 | 505700B | 鶴枝公民館 | | 第10条第1項 | 使用料の徴収 | | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 505800B 鶴枝公民館 茂原市公民館の設置及び管理に関す 第10条第1項 使用料の減免 条例第10条 茂原市公民館管理に関する規則第17条 分分分分 分分 分分 10条第3項 使用料の遠付 茂原市公民館の設置及び管理に関する規則第17条 世請に対する処分分 次原市公民館の設置及び管理に関する規則第18条 大原市公民館の設置及び管理に関する規則第18条 大原市公民館の設置及び管理に関する規則第18条 大原市公民館の設置及び管理に関する規則第18条 大原市公民館の設置及び管理に関する規則第18条 大原市公民館の設置及び管理に関する条例第10条 大原市公民館の設置及び管理に関する規則第18条 大原市公民館で設置及び管理に関する規則第18条 大原市公民館管理に関する規則第18条 大原市公民館管理に関する規則第18条 大原市公民館管理に関する規則第18条 大原市公民館管理に関する規則第18条 大原市公民館管理に関する規則第18条 大原市文化財の保護に関する条例第9条 大原市文化財の保護に関する規則第18条 大原市文化財の保護に関する規則第18条 大原市文化財の保護に関する規則第18条 大原市文化財の保護に関する規則第18条 大原市公民館の設置及び管理に関する規則第18条 大原市公民館の設置を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を | 505800A | 本納公民館 | 茂原市公民館の設置及び管理に関す | 第10条第1項 | 使用料の減免 | 茂原市公民館の設置及び管理に関する 条例第10条 茂原市公民館管理に関する規則第17条 | | | |
| 505900A 本納公民館 大原市立民館の設置及び管理に関す 第10条第3項 使用料の還付 条例第10条 茂原市公民館管理に関する規則第18条 大原市公民館の設置及び管理に関する規則第18条 大原市公民館の設置及び管理に関する規則第18条 大原市公民館の設置及び管理に関する規則第18条 大原市立民館で設置及び管理に関する規則第18条 大原市立民館管理に関する規則第18条 大原市文化財の保護に関する条例 第10条第3項 使用料の還付 大原市立民館管理に関する規則第18条 大原市文化財の保護に関する条例第9条 大原市文化財の保護に関する規則第18条 大原市文化財の保護に関する場別を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を | 505800B | 鶴枝公民館 | | 第10条第1項 | 使用料の減免 | 条例第10条 茂原市公民館管理に関する規則第17条 | | | |
| 505900B 鶴枝公民館 戊原市山大民館の設置及び音車に関す 第10条第3項 使用料の還付 条例第10条 茂原市公民館管理に関する規則第18条 中間に対する処分 506000A 生涯学習課 茂原市文化財の保護に関する条例 第9条 現状の変更の許可 茂原市文化財の保護に関する条例第9条 分分 申請に対する処分 分分 | 505900A | 本納公民館 | る条例 | 第10条第3項 | 使用料の還付 | 条例第10条 茂原市公民館管理に関する規則第18条 | 分 | | |
| 3000000 工程子自体 戊原川久に別の休憩に関する末門 第3末 気がの変更の計画 戊原川久に別の休憩に関する末門系3末 分 | 505900B | | る条例 | | | 条例第10条 茂原市公民館管理に関する規則第18条 | 分 | | |
| | 506000A | 生涯学習課 | 茂原市文化財の保護に関する条例 | 第9条 | 現状の変更の許可 | | 分 | | |
| 506100A 生涯学習課 茂原市文化財の保護に関する規則 第12条 指定書の再交付 茂原市文化財の保護に関する規則第12 申請に対する処分 | 506100A | 生涯学習課 | 茂原市文化財の保護に関する規則 | 第12条 | 指定書の再交付 | | | | |

| ID | 所管部署 | 例規名 | 根拠条項 | 処分の名称 | 基準規定 | 処分種別 | 聴聞・弁明手続(不利益の | 個票備考 |
|---------|---------|--|---------|------------------------|--|----------------|--------------|------|
| 506200A | 生涯学習課 | 茂原市青年館設置及び管理に関する | 第4条第2項 | 使用時間外の使用の許可 | 茂原市青年館設置及び管理に関する条 | 申請に対する処 | み) | |
| 506300A | 生涯学習課 | 条例 茂原市青年館設置及び管理に関する | 第6条第1項 | 使用の許可 | 例第4条 茂原市青年館設置及び管理に関する条 | 分 申請に対する処 | | |
| 506400A | 生涯学習課 | 条例 茂原市青年館設置及び管理に関する | 第8条第1項 | 使用の許可の取消し等 | 例第6条、第7条 茂原市青年館設置及び管理に関する条 | 分 不利益処分 | | |
| 506500A | 美術館 | 条例 茂原市立美術館・郷土資料館の設置 及び管理に関する条例 | 第5条第2項 | 使用の許可 | 例第8条 茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び 管理に関する条例第5条 茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運 | 申請に対する処 | | |
| 506600A | 美術館 | 茂原市立美術館・郷土資料館の設置 | 第6条第1項 | 使用の許可の取消し等 | 営に関する規則第10条 茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び | 不利益処分 | | |
| 506700A | 美術館 | 及び管理に関する条例 茂原市立美術館・郷土資料館の設置 | 第7条第3項 | 使用料の徴収 | 管理に関する条例第6条 茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 506800A | 美術館 | 及び管理に関する条例 茂原市立美術館・郷土資料館の設置 及び管理に関する条例 | 第8条 | 使用料の減免 | 管理に関する条例第7条、別表第2 茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び 管理に関する条例第8条 茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運 営に関する規則第11条 | 申請に対する処 | AZ/IJWA/I | |
| 506900A | 美術館 | 茂原市立美術館・郷土資料館の設置 及び管理に関する条例 | 第9条 | 使用料の還付 | 茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び 管理に関する条例第9条 茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運 営に関する規則第12条 | | | |
| 507000A | 体育課 | 茂原市市民体育館条例 | 第4条 | 使用の許可 | 茂原市市民体育館条例第4条 茂原市市民体育館管理規則第8条 | 申請に対する処 分 | | |
| 507100A | 体育課 | 茂原市市民体育館条例 | 第5条第1項 | 使用許可の取消し等 | 茂原市市民体育館条例第5条 茂原市市民体育館条例第7条、別表第1、 | 不利益処分 不利益処分 | 本田吟し | |
| 507200A | 体育課 | 茂原市市民体育館条例 | 第7条第1項 | 使用料の徴収 | 別表第2 茂原市市民体育館条例第7条 | ・ 中請に対する処 | 適用除外 | |
| 507300A | 体育課 | 茂原市市民体育館条例 | 第7条第2項 | 使用料の還付 | 茂原市市民体育館管理規則第12条 茂原市市民体育館条例第8条 | 分 申請に対する処 | | |
| 507400A | 体育課 | 茂原市市民体育館条例 | 第8条 | 使用料の減免 | 茂原市市民体育館管理規則第13条 | 分 | | |
| 507500A | 体育課 | 茂原市市民体育館管理規則 | 第14条第1項 | 特別の設備の許可 | 茂原市市民体育館管理規則第14条 | 申請に対する処 分 | | |
| 507600A | 東部台文化会館 | 茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例 | 第5条第1項 | 使用の許可 | 茂原市東部台文化会館の設置及び管理 に関する条例第5条、第6条 茂原市東部台文化会館の管理及び運営 に関する規則第7条 | 申請に対する処分 | | |
| 507700A | 東部台文化会館 | 茂原市東部台文化会館の設置及び管 理に関する条例 | 第7条第1項 | 使用の許可の取消し等 | 茂原市東部台文化会館の設置及び管理 に関する条例第7条 | 不利益処分 | | |
| 507800A | 東部台文化会館 | 茂原市東部台文化会館の設置及び管 理に関する条例 | 第9条第1項 | 使用料の徴収 | 茂原市東部台文化会館の設置及び管理 に関する条例第9条、別表第1、別表第2、 別表第3、別表第4 茂原市東部台文化会館の管理及び運営 に関する規則第12条、別表 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 507900A | 東部台文化会館 | 茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例 | 第10条 | 使用料の減免 | 茂原市東部台文化会館の設置及び管理 に関する条例第10条 茂原市東部台文化会館の管理及び運営 に関する規則第14条 | 申請に対する処分 | | |
| 508000A | 東部台文化会館 | 茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例 | 第11条 | 使用料の還付 | 茂原市東部台文化会館の設置及び管理 に関する条例第11条 茂原市東部台文化会館の管理及び運営 に関する規則第15条、第16条 | 申請に対する処分 | | |
| 508100A | 東部台文化会館 | 茂原市東部台文化会館の管理及び運 営に関する規則 | 第9条第1項 | 使用許可の変更等の許可 | 茂原市東部台文化会館の管理及び運営 に関する規則第9条 | 申請に対する処 分 | | |
| 508200A | 社会福祉課 | 茂原市社会福祉法人の助成に関する 条例 | 第5条 | 助成の決定 | 茂原市社会福祉法人の助成に関する条 例第2条、第3条、第4条、第5条 | 申請に対する処 分 | | |
| 508300A | 社会福祉課 | 茂原市福祉センターの設置及び管理 に関する条例 | 第7条第1項 | 使用の許可 | 茂原市福祉センターの設置及び管理に関する条例第7条、第8条 茂原市福祉センターの管理及び運営に関する規則第4条、第5条 | 申請に対する処分 | | |
| 508400A | 社会福祉課 | 茂原市福祉センターの設置及び管理 に関する条例 | 第9条第1項 | 使用の許可の取消し等 | 茂原市福祉センターの設置及び管理に関する条例第9条 | 不利益処分 | | |
| 508500A | 社会福祉課 | 茂原市福祉センターの設置及び管理 に関する条例 | 第11条第1項 | 使用料の徴収 | 茂原市福祉センターの設置及び管理に関する条例第11条、別表 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 508600A | 社会福祉課 | 茂原市福祉センターの設置及び管理 に関する条例 | 第11条第1項 | 使用料の減免 | 茂原市福祉センターの設置及び管理に関する条例第11条 茂原市福祉センターの管理及び運営に関する規則第11条 | 申請に対する処分 | | |
| 508700A | 社会福祉課 | 茂原市福祉センターの設置及び管理 に関する条例 | 第11条第3項 | 使用料の還付 | 茂原市福祉センターの設置及び管理に関する条例第11条 茂原市福祉センターの管理及び運営に関する規則第12条、第13条 | | | |
| 508800A | 社会福祉課 | 茂原市福祉センターの管理及び運営 に関する規則 | 第7条第1項 | 使用の許可の変更 | する規則第7条 | 申請に対する処 分 | | |
| 508900A | 障害福祉課 | 茂原市心身障害者福祉作業所設置及 び管理に関する条例 | 第7条 | 利用の許可 | 茂原市心身障害者福祉作業所設置及び 管理に関する条例第6条、第7条 茂原市心身障害者福祉作業所設置及び 管理に関する条例施行規則第2条 | 申請に対する処分 | | |
| 509000A | 障害福祉課 | 茂原市心身障害者福祉作業所設置及 び管理に関する条例 | 第8条 | 許可の取消し等 | 茂原市心身障害者福祉作業所設置及び 管理に関する条例第8条 | 不利益処分 | | |
| 509100A | 障害福祉課 | 茂原市心身障害者福祉作業所設置及 び管理に関する条例 | 第9条 | 使用料の徴収 | 茂原市心身障害者福祉作業所設置及び 管理に関する条例第9条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 509200A | 障害福祉課 | 茂原市重度心身障害者の医療費助成 に関する条例 | 第7条第1項 | 受給資格の認定 | 茂原市重度心身障害者の医療費助成に 関する条例第3条、第4条、第5条、第6条、 第7条、第8条 茂原市重度心身障害者の医療費助成に 関する条例施行規則第8条 | 申請に対する処分 | | |
| 509300A | 障害福祉課 | 茂原市重度心身障害者の医療費助成 に関する条例 | 第8条第3項 | 助成金の支給 | 茂原市重度心身障害者の医療費助成に 関する条例第8条 | 申請に対する処分 | | |
| 509400A | 障害福祉課 | 茂原市重度心身障害者の医療費助成 に関する条例 | 第9条 | 損害賠償との調整 | 茂原市重度心身障害者の医療費助成に 関する条例第9条 | 不利益処分 | | |
| 509500A | 障害福祉課 | 茂原市重度心身障害者の医療費助成 | 第10条 | 不正利得の返還 | 茂原市重度心身障害者の医療費助成に | 不利益処分 | | |
| 509600A | 障害福祉課 | に関する条例 茂原市重度心身障害者の医療費助成 | 第9条第6項 | 受給券の更新申請 | 関する条例第10条 | 申請に対する処 | | |
| 509700A | 障害福祉課 | に関する条例施行規則 茂原市重度心身障害者の医療費助成 | 第9条第9項 | | 関する条例施行規則第9条 茂原市重度心身障害者の医療費助成に | 分 申請に対する処 | | |
| | | に関する条例施行規則 茂原市重度心身障害者の医療費助成 | | 受給券の再交付 | 関する条例施行規則第9条 茂原市重度心身障害者の医療費助成に | 分申請に対する処 | | |
| 509800A | 障害福祉課 | に関する条例施行規則 | 第10条第1項 | 償還払いの申請 | 関する条例施行規則第10条 | 分 | | |
| 509900A | 障害福祉課 | 茂原市重度心身障害者福祉手当支給 条例 | 第5条第1項 | 受給者の認定 | 茂原市重度心身障害者福祉手当支給条例第3条、第4条、第5条 茂原市重度心身障害者福祉手当支給条例施行規則第2条 | 申請に対する処分 | | |
| 510000A | 障害福祉課 | 茂原市重度心身障害者福祉手当支給 条例 | 第8条 | 手当の返還 | 茂原市重度心身障害者福祉手当支給条 例第8条 | 不利益処分 | | |
| 510100A | 障害福祉課 | 茂原市基準該当障害福祉サービス事 業者の登録等に関する規則 | 第2条第1項 | 基準該当障害福祉サービス事 業者の登録 | 茂原市基準該当障害福祉サービス事業 者の登録等に関する規則第2条、第3条 | 申請に対する処 分 | | |

| ID | 所管部署 | 例規名 | 根拠条項 | 処分の名称 | 基準規定 | 処分種別 | 聴聞・弁明手 続(不利益の み) | 個票備考 |
|--------------------|------------------|--|------------------|------------------------|--|------------------|------------------------|------|
| 510200A | 障害福祉課 | 茂原市基準該当障害福祉サービス事 業者の登録等に関する規則 | 第10条 | 登録の取消し | 茂原市基準該当障害福祉サービス事業 者の登録等に関する規則第10条 | 不利益処分 | ,, | |
| 510300A | 障害福祉課 | | 第13条 | 補装具費の返還 | 古の豆球寺に関する規則第10米 茂原市補装具費の支給に関する規則第 13条 | 不利益処分 | | |
| 510400A | 障害福祉課 | 茂原市地域生活支援事業実施規則 | 第5条 | 利用の決定 | TO条 茂原市地域生活支援事業実施規則第2 条、第3条、第4条、第5条 茂原市移動支援事業実施規則第3条、第 4条 茂原市地域活動支援センター事業実施規 則第3条、第4条、第5条 茂原市障害者訪問入浴サービス事業実 施規則第3条、第6条 茂原市日中一時支援事業実施規則第2 条、第3条 | 申請に対する処分 | | |
| 510500A | 障害福祉課 | 茂原市地域生活支援事業実施規則 | 第9条第2項 | 高額地域生活支援事業費の支 給 | 茂原市地域生活支援事業実施規則第8 条、第9条 | 申請に対する処 | | |
| 510600A | 障害福祉課 | 茂原市意思疎通支援事業実施規則 | 第9条第1項 | 派遣の決定等 | 茂原市意思疎通支援事業実施規則第4 条、第5条、第8条、第9条 | 申請に対する処 | | |
| 510700A | 障害福祉課 | 茂原市日常生活用具給付事業実施規 則 | 第5条第1項 | 用具の給付等の申請 | 茂原市日常生活用具給付事業実施規則 第3条、第4条、第5条、第6条、別表 | 申請に対する処分 | | |
| 511000A | 障害福祉課 | 茂原市日常生活用具給付事業実施規 則 | 第13条 | 費用の返還 | 茂原市日常生活用具給付事業実施規則 第13条 | 不利益処分 | | |
| 511100A | 障害福祉課 | | 第5条 | 住宅改修費の給付申請 | 茂原市住宅改修費給付事業実施規則第2 条、第3条、第4条、第5条 | 申請に対する処分 | | |
| 511200A | 障害福祉課 | 茂原市住宅改修費給付事業実施規則 | 第11条 | 費用の返還 | 茂原市住宅改修費給付事業実施規則第 | 不利益処分 | | |
| 511300A | 障害福祉課 | 茂原市点字図書給付事業実施規則 | 第5条第1項 | 点字図書給付の申請 | 茂原市点字図書給付事業実施規則第3 条、第5条 | 申請に対する処分 | | |
| 511400A | 障害福祉課 | 茂原市点字図書給付事業実施規則 | 第9条 | 費用の返還 | 茂原市点字図書給付事業実施規則第9条 | | | |
| 511500A | 障害福祉課 | 茂原市移動支援事業実施規則 | 第4条 | 移動支援事業利用の申請 | 茂原市移動支援事業実施規則第3条、第 4条 | 申請に対する処分 | | |
| 511600A | 障害福祉課 | 茂原市移動支援事業実施規則 | 第7条第1項 | 決定の取消し | 茂原市移動支援事業実施規則第7条 | 不利益処分 | | |
| 511700A | 障害福祉課 | 茂原市地域活動支援センター事業実 施規則 茂原市地域活動支援センター事業実 | 第4条第1項 | の申請(I、Ⅲ型) | 茂原市地域活動支援センター事業実施規 則第3条、第4条 茂原市地域活動支援センター事業実施規 | 分 | | |
| 511800A | 障害福祉課 | 施規則 | 第4条第2項 | 地域活動支援センダー事業利用の申請(Ⅱ型) | 則第3条、第4条 | 中間に対する処 分 | | |
| 511900A | 障害福祉課 | 茂原市地域活動支援センター事業実施規則 | 第7条第1項 | 決定の取消し | 茂原市地域活動支援センター事業実施規 則第7条 | 不利益処分 | | |
| 512000A | 障害福祉課 | 茂原市障害者訪問入浴サービス事業実施規則 | 第6条 | 障害者訪問入浴サービス事業 利用の申請 | 茂原市障害者訪問入浴サービス事業実施規則第3条、第6条 | 申請に対する処 分 | | |
| 512100A | 障害福祉課 | 茂原市障害者訪問入浴サービス事業 実施規則 英原表別の陰寒者際親系乳事業実施 | 第10条第1項 | 入浴の停止又は廃止 | 茂原市障害者訪問入浴サービス事業実施規則第10条 ※原志知め際家者際親系到事業実施規 | 不利益処分 | | |
| 512200A | 障害福祉課 | 茂原市知的障害者職親委託事業実施 規則 | 第2条第1項 | 職親の申請等 | 茂原市知的障害者職親委託事業実施規 則第2条 | 申請に対する処分 | | |
| 512300A | 障害福祉課 | 茂原市知的障害者職親委託事業実施 規則 | 第3条 | 職親委託の申請 | 茂原市知的障害者職親委託事業実施規 則第3条、第4条 | 申請に対する処分 | | |
| 512400A | 障害福祉課 | 茂原市知的障害者職親委託事業実施 規則 | 第10条 | 職親の解除 | 茂原市知的障害者職親委託事業実施規 則第10条 | 不利益処分 | | |
| 512500A | 障害福祉課 | 茂原市日中一時支援事業実施規則 | 第3条 | 日中一時支援事業利用の申請 | 茂原市日中一時支援事業実施規則第2 条、第3条 | 申請に対する処 分 | | |
| 512600A | 障害福祉課 | 茂原市日中一時支援事業実施規則 茂原市老人福祉法第11条の規定によ | 第6条第1項 | 決定の取消し | 茂原市日中一時支援事業実施規則第6条 茂原市老人福祉法第11条の規定による | | | |
| 512700A | 高齢者支援課 | る措置に要する費用の徴収に関する 規則 | 第4条 | 徴収の猶予等 | 措置に要する費用の徴収に関する規則第 4条 | 申請に対する処 分 | | |
| 512800A | 高齢者支援課 | 茂原市後期高齢者医療に関する条例 | 第7条第1項 | 延滞金の徴収 | 茂原市後期高齢者医療に関する条例第7 条 茂原市延滞金徴収条例第2条、第3条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 512900A | 高齢者支援課 | 茂原市後期高齢者医療に関する条例 | 第9条 | 過料 | 茂原市後期高齢者医療に関する条例第9 条、第11条 | 不利益処分 | 弁明の機会の 付与 | |
| 513000A | 高齢者支援課 | 茂原市後期高齢者医療に関する条例 | 第10条 | 過料 | 茂原市後期高齢者医療に関する条例第 10条、第11条 | 不利益処分 | 弁明の機会の 付与 | |
| 513200A | 子育で支援課 | 茂原市保育所の設置及び管理に関す る条例 | 第5条第1項 | 保育料の徴収 | 茂原市保育所の設置及び管理に関する 条例第5条 茂原市特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業の保育料に関する規則第3 条、第4条、第5条、別表 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 513300A | 子育て支援課 | 茂原市保育所の設置及び管理に関す る条例 | 第5条第2項 | 時間外保育の保育料の徴収 | 茂原市保育所の設置及び管理に関する 条例第5条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 513400A | 子育て支援課 | 茂原市保育所の設置及び管理に関す る条例 | 第6条 | 保育料等の減免 | 茂原市保育所の設置及び管理に関する 条例第6条 | 申請に対する処 分 | | |
| 513500A | 子育て支援課 | 茂原市特定教育・保育施設及び特定 地域型保育事業の保育料に関する規 則 | 第4条第1項 | 保育料の額の決定 | 茂原市特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業の保育料に関する規則第3 条、第4条、別表 | 申請に対する処分 | | |
| 513600A | 子育て支援課 | 茂原市特定教育・保育施設及び特定 地域型保育事業の保育料に関する規 則 | 第4条第3項 | 保育料の額の変更 | 茂原市特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業の保育料に関する規則第3 条、第4条、別表 | 申請に対する処分 | | |
| 513700A | 子育て支援課 | 茂原市特定教育・保育施設及び特定 地域型保育事業の保育料に関する規 則 | 第5条第1項 | 保育料の徴収 | 茂原市特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業の保育料に関する規則第3 条、第4条、第5条、別表 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 513800A | 子育て支援課 | 茂原市特定教育・保育施設及び特定 地域型保育事業の保育料に関する規 則 | 第6条第1項 | 保育料の減免 | 茂原市特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業の保育料に関する規則第6条 | | | |
| 513900A | 子育て支援課 | 茂原市保育の利用に関する規則 | 第4条 | 保育の利用の承諾及び不承諾 | 茂原市保育の利用に関する規則第2条、 第3条、第4条 | 申請に対する処 分 | | |
| 513950A | 子育て支援課 | 茂原市保育の利用に関する規則 | 第5条第2項 | 保育所等の変更の承諾(第4条 準用) | 茂原市保育の利用に関する規則第3条、 第4条、第5条 | 申請に対する処 分 | | |
| 514000A 514100A | 子育て支援課 子育て支援課 | 茂原市保育の利用に関する規則 茂原市保育所の延長保育の利用に関 | 第7条第1項 第5条第2項 | 保育の利用の解除 利用の可否の決定 | 茂原市保育の利用に関する規則第7条 茂原市保育所の延長保育の利用に関す | 不利益処分 申請に対する処 | | |
| 514200A | 子育て支援課 | する規則 茂原市保育所の延長保育の利用に関 | 第8条第1項 | 利用承諾の取消し | る規則第3条、第4条、第5条 茂原市保育所の延長保育の利用に関す | 分 不利益処分 | | |
| 514300A | 子育て支援課 | する規則 茂原市保育所の延長保育の利用に関 | 第9条 | 延長保育料の徴収 | る規則第8条 茂原市保育所の延長保育の利用に関す | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 514400A | 子育て支援課 | する規則 茂原市児童手当事務処理規則 | 第12条 | 施設等受給資格者の認定の取 | る規則第8条、別表 茂原市児童手当事務処理規則第12条 | 不利益処分 | | |
| 514500A | 子育て支援課 | 茂原市児童手当事務処理規則 | 第13条第2項 | 消し 職権に基づく資格者の認定の取 | 茂原市児童手当事務処理規則第13条 | 不利益処分 | | |
| 514600A | 子育て支援課 | 茂原市給食費給付事業実施規則 | 第6条 | 消し 給付対象の決定 | 茂原市給食費給付事業実施規則第3条、 | 申請に対する処 | | |
| 514700A | 子育て支援課 | 茂原市給食費給付事業実施規則 | 第11条第1項 | 給付対象の取消し | | 分 不利益処分 | | |
| 514800A | 子育て支援課 | 茂原市給食費給付事業実施規則 | 第12条 | 給付金の返還 | 茂原市空き地に係る雑草等の除去に関す | 不利益処分 | | |
| 516100A | 環境保全課 | 茂原市空き地に係る雑草等の除去に 関する条例 | 第5条 | 雑草等の除去命令 | る条例第4条、第5条 茂原市空き地に係る雑草等の除去に関す る条例施行規則第3条 | 不利益処分 | | |

| ID | 所管部署 | 例規名 | 根拠条項 | 処分の名称 | 基準規定 | 処分種別 | 聴聞・弁明手 続(不利益の み) | 個票備考 |
|---------|-----------------|--|--------------------|---------------------------------------|--|------------------|------------------------|------|
| 516200A | 環境保全課 | 茂原市環境条例 | 第22条第1項 | ばい煙等の発生に係る計画変 更命令 | 茂原市環境条例第18条、第19条、第21 条、第22条 茂原市環境条例施行規則第3条、第4条、 別表第1、別表第2 | 不利益処分 | <i>م</i> | |
| 516300A | 環境保全課 | 茂原市環境条例 | 第25条第1項 | ばい煙等の発生に係る改善命令 | 茂原市環境条例第25条 茂原市環境条例施行規則第3条、第4条、 | 不利益処分 | | |
| 516400A | 環境保全課 | 茂原市環境条例 | 第25条第4項 | 騒音又は振動に係る改善命令 | 別表第1、別表第2 茂原市環境条例第22条、第25条 | 不利益処分 | | |
| 516500A | 環境保全課 | 茂原市環境条例 | 第28条第2項 | 騒音又は振動に係る改善勧告 及び改善命令 | 茂原市環境条例第27条、第28条 茂原市環境条例施行規則第5条、別表第 3 | 不利益処分 | | |
| 516600A | 環境保全課 | 茂原市環境条例 | 第31条第1項 | 飲食店営業等の騒音に係る改善命令等(深夜等における騒音) | 茂原市環境条例第30条、第31条 茂原市環境条例施行規則第19条、第20 条、第21条 | 不利益処分 | | |
| 516700A | 環境保全課 | 茂原市環境条例 | 第31条第2項 | 飲食店営業等の騒音に係る改 | 茂原市環境条例第30条、第31条 茂原市環境条例施行規則第19条、第20 条、第21条 | 不利益処分 | | |
| 516800A | 環境保全課 | 茂原市環境条例 | 第34条 | 警告及び命令違反行為者に係 る措置命令 | 茂原市環境条例第29条、第33条、第34条 茂原市環境条例施行規則第17条、第18 条、別表第6 | 不利益処分 | | |
| 516900A | 健康管理課 | 茂原市保健センターの設置及び管理 に関する条例 | 第4条第1項 | 使用の許可 | 茂原市保健センターの設置及び管理に関する条例第4条、第5条 茂原市保健センターの管理及び運営に関する規則第7条、第8条 | 申請に対する処分 | | |
| 517000A | 健康管理課 | 茂原市保健センターの設置及び管理 | 第6条第1項 | 使用の許可の取消し等 | 茂原市保健センターの設置及び管理に関 | 不利益処分 | 聴聞 | |
| | 健康管理課 | に関する条例 茂原市保健センターの管理及び運営 | 第10条第1項 | 使用の許可の変更 | する条例第6条 茂原市保健センターの管理及び運営に関 | 申請に対する処 | | |
| | | に関する規則 茂原市健康増進事業の費用徴収に関 | | | する規則第10条 茂原市健康増進事業の費用徴収に関す | 分 | · 英田 哈 州 | |
| | 健康管理課 | する規則 茂原市健康増進事業の費用徴収に関 | 第2条第1項 | 費用徴収の額等 | る規則第2条、別表 茂原市健康増進事業の費用徴収に関す | 不利益処分 申請に対する処 | 適用除外 | |
| | 健康管理課 | する規則 | 第3条 | 費用徴収の免除 | る規則第3条 | 分 | | |
| 517400A | 子育て支援課 | 茂原市子ども医療費の助成に関する 規則 | 第7条第1項 | 受給資格の申請 | 茂原市子ども医療費の助成に関する規則 第3条、第7条 | 申請に対する処分 | | |
| 517500A | 子育て支援課 | 茂原市子ども医療費の助成に関する 規則 | 第11条第1項 | 受給券の再交付 | 茂原市子ども医療費の助成に関する規則 第11条 | 申請に対する処 分 | | |
| 517600A | 子育て支援課 | 茂原市子ども医療費の助成に関する 規則 | 第13条第3項 | 助成の方法 | | 申請に対する処分 | | |
| 517700A | 子育て支援課 | 茂原市子ども医療費の助成に関する | 第17条 | 助成金の返還 | 茂原市子ども医療費の助成に関する規則 | 不利益処分 | | |
| | 健康管理課 | 規則 茂原市母子保健法施行細則 | 第4条第1項 | 養育医療の申請及び決定 | 第17条 茂原市母子保健法施行細則第4条 | 申請に対する処 | | |
| | | | | | | 分 申請に対する処 | | |
| | 健康管理課 | 茂原市母子保健法施行細則 ———————————————————————————————————— | 第5条第1項 | 養育医療券の再交付 | 茂原市母子保健法施行細則第5条 | 分申請に対する処 | | |
| 518000A | 健康管理課 | 茂原市母子保健法施行細則 ———————————————————————————————————— | 第6条第1項 | 養育医療の変更 | 茂原市母子保健法施行細則第6条 | 分 | | |
| 518100A | 健康管理課 | 茂原市母子保健法施行細則 | 第10条 | 徴収金の額の変更 | 茂原市母子保健法施行細則第10条 | 申請に対する処 分 | | |
| 518200A | 子育て支援課 | 茂原市助産の実施及び母子保護の実 施に関する規則 | 第2条第1項 | 助産の実施等の申込み | 茂原市助産の実施及び母子保護の実施 に関する規則第2条 | 申請に対する処 分 | | |
| 518300A | 子育て支援課 | 茂原市助産の実施及び母子保護の実 施に関する規則 | 第11条第1項 | 徴収額の減免 | 茂原市助産の実施及び母子保護の実施 に関する規則第11条 | 申請に対する処分 | | |
| 518400A | 健康管理課 | 茂原市小規模水道条例 | 第15条第1項 | 改善命令等 | 茂原市小規模水道条例第4条、第15条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| | 健康管理課 | 茂原市小規模水道条例 | 第15条第2項 | 改善命令等 | 茂原市小規模水道条例第14条、第15条 茂原市小規模水道条例施行規則第12条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| | 健康管理課 | 茂原市小規模水道条例 茂原市特定不妊治療費等の助成に関 | 第16条 | 給水停止命令 | 茂原市小規模水道条例第16条 茂原市特定不妊治療費等の助成に関す | 不利益処分 申請に対する処 | 適用除外 | |
| | 健康管理課 健康管理課 | する規則 茂原市特定不妊治療費等の助成に関 | 第6条 | 助成の決定等助成金の返還 | る規則第5条、第6条 茂原市特定不妊治療費等の助成に関す | 分 不利益処分 | 適用除外 | |
| | | する規則 | | | る規則第8条 茂原市国民健康保険条例第6条 | 申請に対する処 | | |
| 518900A | 国保年金課 | 茂原市国民健康保険条例 | 第6条第1項 | 出産育児一時金の支給 | 茂原市国民健康保険条例施行規則第16 条 茂原市国民健康保険条例第7条 | 分 | | |
| 519000A | 国保年金課 | 茂原市国民健康保険条例 | 第7条第1項 | 葬祭費の支給 | 茂原市国民健康保険条例施行規則第18 条 | 申請に対する処分 | 弁明の機会の | |
| 519100A | 国保年金課 | 茂原市国民健康保険条例 | 第13条 | 過料 | 茂原市国民健康保険条例第13条、第16条 | 不利益処分 | 付与 | |
| 519200A | 国保年金課 | 茂原市国民健康保険条例 | 第14条 | 過料 | 茂原市国民健康保険条例第14条、第16 条 | 不利益処分 | 弁明の機会の 付与 | |
| 519300A | 国保年金課 | 茂原市国民健康保険条例 | 第15条 | 過料 | 茂原市国民健康保険条例第15条、第16 条 | 不利益処分 | 弁明の機会の 付与 | |
| 519350A | 国保年金課 | 茂原市国民健康保険条例 | 附則第2条第1項 | 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手 当金の支給 | 茂原市国民健康保険条例附則第2条~附 則第4条 茂原市国民健康保険条例施行規則附則 第2項 | 申請に対する処分 | | |
| 519400A | 国保年金課 | 茂原市国民健康保険はり、きゅう、あ ん摩等施設の利用に関する規則 | 第4条第1項 | 施設の指定 | 茂原市国民健康保険はり、きゅう、あん摩 等施設の利用に関する規則第4条 | 申請に対する処 分 | | |
| 519500A | 国保年金課 | 茂原市国民健康保険はり、きゅう、あ ん摩等施設の利用に関する規則 | 第13条第1項 | 指定の取消し | 茂原市国民健康保険はり、きゅう、あん摩 等施設の利用に関する規則第13条 | 不利益処分 | | |
| 519600A | 国保年金課 | 茂原市国民健康保険の保健事業の費 | 第3条 | 費用の徴収 | 茂原市国民健康保険の保健事業の費用 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| | 国保年金課 | 用徴収に関する規則 茂原市国民健康保険の保健事業の費 | 第4条 | 費用徴収の免除 | 徴収に関する規則第3条、別表 茂原市国民健康保険の保健事業の費用 | 申請に対する処 | | |
| | 国保年並課 高齢者支援課 | 用徴収に関する規則 茂原市介護保険条例 | 第7条第1項 | 延滞金の徴収 | 徴収に関する規則第4条 茂原市介護保険条例第7条 | 分 不利益処分 | 適用除外 | |
| | 高齢者支援課 | 茂原市介護保険条例 | 第8条第1項 | 保険料の徴収猶予 | 茂原市介護保険条例第8条 茂原市介護保険施行規則第51条 | 申請に対する処分 | | |
| 520000A | 高齢者支援課 | | 第9条第1項 | 保険料の減免 | 茂原市介護保険条例第9条 | 申請に対する処 | | |
| | 高齢者支援課 | 茂原市介護保険条例 | 第15条第1項 | 過料 | 茂原市介護保険施行規則第53条 茂原市介護保険条例第15条 | 分 不利益処分 | 弁明の機会の | |
| | | | | | | | 付与 弁明の機会の | |
| | 高齢者支援課 高齢者支援課 | 茂原市介護保険条例 茂原市介護保険施行規則 | 第15条第2項 第52条第1項 | 過料 徴収猶予の取消し | 茂原市介護保険条例第15条 茂原市介護保険施行規則第52条 | 不利益処分 | 付与 | |
| | 高齢者支援課 | 茂原市介護保険施行規則 | 第54条第1項 | 減免の取消し | 茂原市介護保険施行規則第54条 | 不利益処分 | | |
| 520600A | 高齢者支援課 | 茂原市基準該当訪問介護事業者等の 登録等に関する規則 | 第3条 | 登録の申請 | 茂原市基準該当訪問介護事業者等の登録等に関する規則第2条、第3条、第4条 | 申請に対する処 分 | | |
| 520700A | 高齢者支援課 | 茂原市基準該当訪問介護事業者等の 登録等に関する規則 | 第7条 | 登録の取消し | 茂原市基準該当訪問介護事業者等の登録等に関する規則第7条 | 不利益処分 | | |
| 520800A | 農政課 | 茂原農産物直売所の設置及び管理に 関する条例 | 第4条第1項 | 使用の許可 | 茂原農産物直売所の設置及び管理に関 する条例第4条、第5条 茂原農産物直売所の管理及び運営に関 する規則第4条 | 申請に対する処分 | | |
| 520900A | 農政課 | 茂原農産物直売所の設置及び管理に 関する条例 | 第6条第1項 | 使用の許可の取消し等 | 茂原農産物直売所の設置及び管理に関する条例第6条 茂原農産物直売所の管理及び運営に関する規則第8条 | 不利益処分 | | |

| 2010년 - 최대형 대한미국의주의에 대한미국의주의 대한미국의주의주의주의주의주의주의주의주의주의주의주의주의주의주의주의주의주의주의주 | ID | 所管部署 | 例規名 | 根拠条項 | 処分の名称 | 基準規定 | 処分種別 | 聴聞・弁明手 続(不利益の み) | 個票備考 |
|--|----------|-------|------------------|---------|----------------|--|--------------|------------------------|------|
| 2010년 변경을 변경되는 기업 전략 10년 | 1000A | 農政課 | | 第8条第1項 | 使用料の徴収 | | 不利益処分 | | |
| 2010日本 日本日本 | 21100A | 典政課 | 茂原農産物直売所の設置及び管理に | 第8条第2項 | 使用料の還付 | 茂原農産物直売所の設置及び管理に関する条例第8条 茂原農産物直売所の管理及び運営に関 | | | |
| 1987년년 전 | 1200A | 農政課 | | 第9条 | 使用料の減免 | する条例第9条 茂原農産物直売所の管理及び運営に関 | | | |
| ### 1990년 원교 전문 | 1300A | 農政課 | | 第6条第1項 | 使用許可の変更等 | | 申請に対する処 分 | | |
| 1911日日本 日本日本 1911日日本 1911日本 | 1400A | 農政課 | | 第2条 | 分担金の徴収 | | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 1.00mm | 21500A | 農政課 | 条例 | 第5条 | 延滞金の徴収 | 例第5条 茂原市延滞金徵収条例第2条、第3条 | | | |
| 2015-001 | 1600A | | 条例 | 第7条第1項 | 徴収猶予 | 例第7条 | | | |
| ### 15/19/19/19 19/19/19/19 19/19/19/19 19/19/19/19 19/19/19/19 19/19/19/19 19/19/19/19 19/19/19/19 19/19/19/19 19/19/19/19 19/19/19/19 19/19/19/19/19/19/19/19/19/19/19/19/19/1 | 1700A | 農政課 | | 第7条第2項 | 分担金の減免 | | | | |
| ### 2000004 | 1800A | 農政課 | | 第2条第2項 | 賦課金の徴収 | | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 20-20-00 内部 | 1900A | 農政課 | | 第3条第1項 | 徴収の猶予 | | 申請に対する処 分 | | |
| 22-200A | 2000A | 農政課 | 茂原市営土地改良事業の経費の賦課 | 第3条第2項 | 徴収金の減免 | | | | |
| 日本記録 日本記述 日本記述 | 2100A | | | 第3条 | 分担金の徴収 | 茂原市農業集落排水事業分担金徵収条 例第3条、第4条 茂原市農業集落排水事業分担金徵収条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 22-20-00 国民版 東京 | 22200A | 農政課 | | 第5条 | 猶予及び減免 | 例第5条 茂原市農業集落排水事業分担金徵収条 | | | |
| 22-2003A 他の表現 東京市政皇馬東海外の規模的会称 第7条 | 2300A | 農政課 | | 第6条 | 過料 | 茂原市農業集落排水事業分担金徴収条 | 不利益処分 | | |
| 22200日 日記録 次回市産業業の経済の企業の企業の対象 10.5元 日の中では、 | 2400A | 農政課 | 茂原市農業集落排水処理施設条例 | 第7条 | | 茂原市農業集落排水処理施設条例施行 | | | |
| 227000A 最高速 京孫帝皇皇幕等為水型短距影響 第10条 四月40級免 日本帝皇皇 京孫帝皇皇事務等外別短距談を開催。 日本帝皇皇皇 京孫帝皇皇皇帝 第10条 日本帝皇皇皇帝 京孫帝皇皇皇帝 京孫帝皇皇帝 京孫帝皇帝 京孫帝皇皇帝 京孫帝皇帝 京帝皇帝 京帝皇帝 京帝皇帝 京孫帝皇帝 京帝皇帝 京帝 京帝皇帝 京帝皇帝 京帝皇帝 京帝皇帝 京帝 京帝皇帝 京帝 京帝皇帝 京帝 京帝皇帝 京帝皇帝 京帝 京帝 京帝 京帝皇帝 京帝 京帝 京帝 京帝 京帝 京帝 京帝 京帝 京帝 京 | 2500A | 農政課 | 茂原市農業集落排水処理施設条例 | 第14条第1項 | 使用料の徴収 | | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 222000人 厳保師 | 22600A | 農政課 | 茂原市農業集落排水処理施設条例 | 第18条 | 使用料の減免 | 条 茂原市農業集落排水処理施設条例施行 | | | |
| 202000A 南瓜田 京山田市産業集時後外型地區東京 東イ 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東 | 2700A | 農政課 | 茂原市農業集落排水処理施設条例 | 第19条 | 措置命令 | | 不利益処分 | | |
| 22000A 商工報光揮 茂原市企業立地促進条例 第5条第1項 契動金の交付 対容析 対容析 が表 対容 対容 が表 が表 が は の 本 | 2800A | 農政課 | 茂原市農業集落排水処理施設条例 | 第21条 | 過料 | 茂原市農業集落排水処理施設条例第21 条 | 不利益処分 | | |
| 25,200,00A 日本大学理議 日本市立美立地位進条例 第7条 地位の不能の不能 茂原市企業立地位建条例前57条 不利益処分 日本市立土地位建条例前57条 不利益処分 日本市立土地位建条例前57条 不利益処分 日本市立土地位建条例前57级 不利益処分 日本市立土地位建条例前57级 日本地位、全角 日本社位、全角 日本地位、全角 日本地位、全角 日本地位、全角 日本地位、全角 日 | 22900A j | 商工観光課 | 茂原市企業立地促進条例 | 第5条第1項 | 奨励金の交付 | 別表第1、別表第2 茂原市企業立地促進条例施行規則第2 | | | |
| 523100A | 3000A j | 商工観光課 | 茂原市企業立地促進条例 | 第7条 | 地位の承継の承認 | | | | |
| 252500A | 23100A j | 商工観光課 | 茂原市企業立地促進条例 | 第9条第1項 | 奨励措置の指定取消し等 | | 不利益処分 | | |
| 23400A 土木管理課 茂原市遺路占用料条例 第5条 占用料の減や | 3200A j | 商工観光課 | 茂原市企業立地促進条例 | 第9条第2項 | 奨励金の返還 | | | | |
| 23300A | 23300A | 土木管理課 | 茂原市道路占用料条例 | 第4条 | 占用料の還付 | | 分 | | |
| 223000A 工术管理器 茂原市道路占用科条例 新宗素 温料 茂原市道路金徵收录物资之条、第3条 不利益処分 付与 22300A 土木管理器 茂原市库用河川占用科条例 第7条 温料 茂原市蓝路金徵收录物资之条、第3条 不利益処分 付与 22300A 土木管理器 茂原市库用河川占用科条例 第7条 温料 茂原市库用河川占用科条例第7条 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分 | :3400A | 土木管理課 | 茂原市道路占用料条例 | 第5条 | 占用料の減免 | 茂原市道路占用規則第15条 | 申請に対する処 分 | | |
| 23700A | 23500A | 土木管理課 | 茂原市道路占用料条例 | 第6条第1項 | 延滞金の徴収 | | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 223100A 土木管理課 茂原市法定外公共物管理条例 第1条 上州を管理課 茂原市法定外公共物管理条例 第1条 上州を管理課 茂原市法定外公共物管理条例 第10条第1項 許可の取用し、原状回復命令 元原市法定外公共物管理条例 第10条第1項 許可の取用し、原状回復命令 元原市法定外公共物管理条例第10条 元原市法定外公共物管理条例 第10条第1項 許可の取用し、原状回復命令 元原市法定外公共物管理条例第10条 元原市法定外公共物管理条例第10条 元原市法定外公共物管理条例 第10条第1項 上州を管理課 茂原市法定外公共物管理条例 第10条第1項 古用料の機収 元原市法定外公共物管理条例第10条 元原市法定外公共物管理条例第10条 元原市法定外公共物管理条例 元原市法定外公共物管理条例 元原市法定外公共物管理条例 元原市法定外公共物管理条例 元原市法定外公共物管理条例第10条 元原本法定外公共物管理条例 元原本法定外公共物管理条例 元原本法定外公共物管理条例 元原本法定外公共物管理条例 元原本法定外公共物管理条例 中語に対する処分 元原市法定外公共物管理条例第10条 元原本法定外公共物管理条例 中語に対する処分 元原市法定外公共物管理条例第10条 元原本法定外公共物管理条例 年記令 元原市法定外公共物管理条例第10条 元原市法定外公共物管理条例 中語に対する処分 元原市法定外公共物管理条例 中語に対する処分 元原市法定外公共物管理条例 中語に対する処分 元原市法定外公共物管理条例 年記を外公共物管理条例 年記を外公共物管理条例 年記を必分 中語に対する処分 中語に対する処分 元原市法定外公共物管理条例 元原本 元原本法定外公共物管理条例 元原本 元序本 元原本 元原本 元序本 元 | 3600A | 土木管理課 | 茂原市道路占用料条例 | 第7条 | 過料 | 茂原市道路占用料条例第7条 | 不利益処分 | | |
| 253900A 土木管理課 茂原市年用河川占用料条例 第5家 白用料の源免 茂原市海用河川占用料条例 第7条 過料 茂原市海用河川占用料条例第7条 元原市法定外公共物管理条例第4条、第 元原市法定外公共物管理条例第4条、第 元原市法定外公共物管理条例第4条、第 元原市法定外公共物管理条例第4条、第 元原市法定外公共物管理条例第10条第1項 九月料の徴収 元原市法定外公共物管理条例第10条第1项 元月料の徴収 元原市法定外公共物管理条例第10条第1条 元原市法定外公共物管理条例第10条第1项 元月料の徴収 元原市法定外公共物管理条例第10条 元月料の徴収 元月料条例第2条、第 3条、别表 元原市法定外公共物管理条例第10条 元月料の遗付 元月料の適付 元月料の海流を 元原市法定外公共物管理条例第10条 元月料の適付 元月料の海流を 元月料の海流を 元月料条列第1条 元月料の海流を 元月法定外公共物管理条例第13条 元月法定外公共物管理条例第13条 元月法定外公共物管理条例第13条 元月法定外公共物管理条例第13条 元月法定外公共物管理条例第13条 元月法定外公共物管理条例第13条 元月本組分 元月の海流を 元月法定外公共物管理条例第14条 元月本に定外公共物管理条例第14条 元月本に定外公共物管理条例第14条 元月本に定外公共物管理条例第14条 元月本に定外公共物管理条例第14条 元月本に定り第14条 元月本に定りまえる 元月本に定りまる 元月 | 3700A | 土木管理課 | 茂原市準用河川占用料条例 | 第4条 | 占用料の還付 | 茂原市準用河川占用料条例第4条 | | | |
| 524000A 土木管理課 茂原市法定外公共物管理条例 第4条 行為の許可 茂原市法定外公共物管理条例第4条 行為の許可 茂原市法定外公共物管理条例第4条 行為の許可 茂原市法定外公共物管理条例第6条、第 大原 市議に対する処分 東語に対する処分 大原市法定外公共物管理条例第11条 大原市法定外公共物管理条例第12条 大原市法定外公共物管理条例第13条 東語に対する処分 東部に対する処分 東部に対する処分 東部に対する処分 東部に対する処分 大原市法定外公共物管理条例第13条 東部の機会の 大原市法定外公共物管理条例第13条 東部の機会の 大原市法定外公共物管理条例第13条 東部の機会の 大原市法定外公共物管理条例第13条 東部の機会の 大東の機会の 大東の法の公共物管理条例 東部の機会の 大東の法の公共物管理条例 東部の機会の 大東の法の公共物管理条例 東部の機会の 大東の法の公共物管理条例 大東の法の公共物管理条例第14条 大東の法の公共物管理条例第14条 大東の法の公共物管理条例第14条 大東の機会の 大東の法の公共物管理条例 東部の機会の 大東の法の公共物管理条例 大東の法の公共物管理条例第14条 大東の法の公共物管理条例第14条 大東の法の公共物管理条例第14条 大東の機会の 大東の法の公共物管理条例 大東の法の公共物管理条例第14条 大東の法の公共物管理条例第14条 大東の機会の 大東の法の公共物管理条例 大東の法の公共物管理条例第14条 大東の機会の 大東の法の公共物管理条例 大東の法の公共的を主義の第14条 大東の機会の 大東の強会の 大東の主義の公共的な公共的を主義の第14条 大東の企会の 大東の企会の 大東の企会の 大東の企会の 大東の企会の 大東の管理条例第14条 大東の企会の | 23800A | 土木管理課 | 茂原市準用河川占用料条例 | 第5条 | 占用料の減免 | | | | |
| 524000A 土木管理課 茂原市法定外公共物管理条例 第4条 行為の許可 5条 茂原市法定外公共物管理条例第10条 茂原市法定外公共物管理条例第10条 茂原市法定外公共物管理条例第10条 克原市连南河川占用料条例第2条、第3条、别表 茂原市法定外公共物管理条例第10条 克原市连南河川占用料条例第2条、第3条、别表 茂原市法定外公共物管理条例第10条 克原市连南河川占用料条例第2条、第3条、别表 克格尔连身外公共物管理条例 第11条 古用料の徴収 表 成原市法定外公共物管理条例第10条 克原市法定外公共物管理条例第11条 力 表 及原市法定外公共物管理条例第11条 力 表 及原市法定外公共物管理条例第11条 力 表 及原市法定外公共物管理条例第11条 力 表 及原市法定外公共物管理条例第12条 | 3900A | 土木管理課 | 茂原市準用河川占用料条例 | 第7条 | 過料 | 茂原市準用河川占用料条例第7条 | 不利益処分 | | |
| 五十年 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大 | 24000A | 土木管理課 | 茂原市法定外公共物管理条例 | 第4条 | 行為の許可 | 5条 茂原市法定外公共物管理条例施行規則 第4条 | | | |
| 24200A | 24100A | 土木管理課 | 茂原市法定外公共物管理条例 | 第10条第1項 | 占用料の徴収 | 茂原市道路占用料条例第2条、第3条、別表 茂原市準用河川占用料条例第2条、第3 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 524300A 土木管理課 茂原市法定外公共物管理条例 第12条 占用料の減免 茂原市法定外公共物管理条例施行規則 第8条 | 4200A | 土木管理課 | 茂原市法定外公共物管理条例 | 第11条 | 占用料の還付 | 茂原市法定外公共物管理条例第11条 | | | |
| 224400A 工木管理課 茂原市法定外公共物管理条例 第13条第1項 計可の取消し、原状回復部で等 茂原市法定外公共物管理条例第13条 不利益処分 行与 | 24300A . | 土木管理課 | 茂原市法定外公共物管理条例 | 第12条 | 占用料の減免 | 茂原市法定外公共物管理条例施行規則 | 申請に対する処 | | |
| 524600A 土木管理課 茂原市法定外公共物管理条例 第14条第1項 過料 茂原市法定外公共物管理条例第14条 不利益処分 弁明の機会の付与 524700A 土木管理課 茂原市法定外公共物管理条例 第14条第2項 過料 茂原市法定外公共物管理条例第14条 不利益処分 弁明の機会の付与 524800A 建築課 茂原市営住宅管理条例 第10条第4項 入居決定の取消し 茂原市営住宅管理条例第10条 不利益処分 時間 524900A 建築課 茂原市営住宅管理条例 第48条 社会福祉法人等への使用許可の取消し 茂原市営住宅管理条例第48条 不利益処分 時間 525000A 建築課 茂原市営住宅管理条例 第53条 過料 茂原市営住宅管理条例第53条 不利益処分 介与の機会の付与 525100A 建築課 茂原市建築基準法関係手数料条例 第2条 手数料の徴収 茂原市建築基準法関係手数料条例第2条 不利益処分 適用除外 | 24400A | 土木管理課 | 茂原市法定外公共物管理条例 | 第13条第1項 | 許可の取消し、原状回復命令等 | 茂原市法定外公共物管理条例第13条 | 不利益処分 | | |
| 1 日本 1 日本 | | | | | | | | 弁明の機会の | |
| 524700A 工个管理課 戊原市法定外公共物管理案例 第14条第2項 週料 戊原市法定外公共物管理案例第14案 个利益処分 付与 524800A 建築課 茂原市営住宅管理条例 第10条第4項 入居決定の取消し 茂原市営住宅管理条例第10条 不利益処分 聴聞 524900A 建築課 茂原市営住宅管理条例 第48条 社会福祉法人等への使用許可の取消し 茂原市営住宅管理条例第48条 不利益処分 時間 525000A 建築課 茂原市営住宅管理条例 第53条 過料 茂原市営住宅管理条例第53条 不利益処分 介付与 525100A 建築課 茂原市建築基準法関係手数料条例 第2条 手数料の徴収 茂原市建築基準法関係手数料条例第2条 不利益処分 連請に対するの | | | | | | | | 付与 | |
| 524900A 建築課 茂原市営住宅管理条例 第48条 社会福祉法人等への使用許可の取消し 茂原市営住宅管理条例第48条 不利益処分 聴聞 525000A 建築課 茂原市営住宅管理条例 第53条 過料 茂原市営住宅管理条例第53条 不利益処分 介与 525100A 建築課 茂原市建築基準法関係手数料条例 第2条 手数料の徴収 茂原市建築基準法関係手数料条例第2条 不利益処分 適用除外 申請に対するの 日本語に対するの 日本語に対するの 日本語に対するの 日本語に対するの | | | | | *** | | | 付与 | |
| 525000A 建築課 茂原市営住宅管理条例 第53条 過料 茂原市営住宅管理条例第53条 不利益処分 弁明の機会の付与 525100A 建築課 茂原市建築基準法関係手数料条例 第2条 手数料の徴収 茂原市建築基準法関係手数料条例第2条、第3条、別表 不利益処分 適用除外 | | | | | 社会福祉法人等への使用許可 | | | | |
| 525100A 建築課 茂原市建築基準法関係手数料条例 第2条 手数料の徴収 茂原市建築基準法関係手数料条例第2 条、第3条、別表 中語に対するの | | | | 第53条 | | | | 弁明の機会の | |
| 宋、弟3宋、別衣 由徳一分オスの | | | | | | 茂原市建築基準法関係手数料条例第2 | | | |
| 525200A 建築課 茂原市建築基準法関係手数料条例 第4条 手数料の還付 茂原市建築基準法関係手数料条例第4条 中部に対する処 分分 | | | | | | | 申請に対する処 | | |

| March | ID | 所管部署 | 例規名 | 根拠条項 | 処分の名称 | 基準規定 | 処分種別 | 聴聞・弁明手 続(不利益の み) | 個票備考 |
|---|--------------------|-------|------------------|---------|--|---|--------------|------------------------|------|
| ### 2000년 변경에 전기에 전기에 전기에 전기에 전기에 전기에 전기에 전기에 전기에 전기 | 525300A | 建築課 | 茂原市建築基準法関係手数料条例 | 第5条第1項 | 手数料の減免 | 茂原市建築基準法関係手数料条例施行 | | | |
| ### 1995년 전 변경 | 525400A | 建築課 | 茂原市建築基準法関係手数料条例 | 第5条第2項 | 手数料の免除 | 茂原市建築基準法関係手数料条例施行 | | | |
| ### 1970년 ### 2015년 ### | 525500A | 建築課 | 茂原市建築基準法関係手数料条例 | 第5条第4項 | 手数料の免除 | 茂原市建築基準法関係手数料条例施行 | | | |
| 日本日本日 | 525600A | 建築課 | 茂原市建築基準法関係手数料条例 | 第7条 | 過料 | 茂原市建築基準法関係手数料条例第7条 | 不利益処分 | | |
| 1987년에 변경 1 | 525700A | 都市計画課 | | 第13条 | | 物の制限に関する条例第13条 茂原市地区計画の区域内における建築 | | | |
| 2012-100-100-100-100-100-100-100-100-100 | 525800A | 都市計画課 | | 第4条第1項 | 許可内容の変更 | | 申請に対する処 分 | | |
| | 525900A | 都市計画課 | | 第8条 | 許可の取消し | | 不利益処分 | | |
| 1971日以外 19 | 526000A | 都市計画課 | 茂原市景観条例 | 第16条第1項 | 景観づくり活動団体の認定 | | 申請に対する処 分 | | |
| 20100000 新聞登載 | 526100A | 都市計画課 | 茂原市景観条例 | 第17条第1項 | | | | | |
| ### 1995年1997 (1995年) | 526200A | 都市計画課 | 茂原市景観条例 | 第18条 | 景観づくり活動団体の認定取消し | 茂原市景観条例第18条 | 不利益処分 | | |
| 200-200-00 割密性機関 大田 中部 | 526300A | 都市整備課 | 茂原市都市公園条例 | 第4条第1項 | 行為の許可 | | | | |
| 2000日の 新学教養 2000日本の日本の | 526400A | 都市整備課 | 茂原市都市公園条例 | 第4条第3項 | 行為の許可の変更 | 茂原市都市公園条例第4条 | | | |
| 20-20-00人 表示常識 型語の部の登場発展 10-00-20-20-20-20-20-20-20-20-20-20-20-20 | 526500A | 都市整備課 | 茂原市都市公園条例 | 第8条第2項 | | 茂原市都市公園条例第8条 | 申請に対する処 | | |
| 20-20-00-00 | 526600A | 都市整備課 | 茂原市都市公園条例 | 第8条第2項 | 有料公園施設の使用の許可(富 | 茂原市都市公園条例第8条 | | | |
| 2010日の人 本作監視性 元市市等小型医科 第11条第7項 本料の関係性に関する利用を | 526700A | 都市整備課 | 茂原市都市公園条例 | 第11条第1項 | 占用及び行為に関する使用料 | | | 適用除外 | |
| 2017000人 都市管理部 2017日前の公園条件 割15条型 報告の遊園記に当り名称語る 2017日前の人 都市建図 2017日前の人 第16条 2017日前の人 第16条 2017日前の人 第16条 2017日前の人 第16年前の人 第1 | 526800A | 都市整備課 | 茂原市都市公園条例 | 第11条第2項 | 有料公園施設に関する使用料 | 茂原市都市公園条例第11条、別表第3 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 227100人 都市登橋課 及馬市都市公園条例 第10条 製工会 製造() | 526900A | 都市整備課 | 茂原市都市公園条例 | 第11条第2項 | 有料公園施設に関する使用料 等の徴収(富士見公園に限る。) | 茂原市都市公園条例第11条、別表第3 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 27-200人 初市登積度 及原市都市公園条例 第15条 第15条 | 527000A | 都市整備課 | 茂原市都市公園条例 | 第12条 | | 茂原市都市公園条例第12条 | | | |
| 2017-200A 市内等機能 一次の中部から選条例 下口・ディットの でいっている | 527100A | 都市整備課 | 茂原市都市公園条例 | 第12条 | | 茂原市都市公園条例第12条 | | | |
| 227-200A 都市登橋部 世際市時市の極条例 第19条 19 19 19 19 19 19 19 | 527200A | 都市整備課 | 茂原市都市公園条例 | 第13条 | | 茂原市都市公園条例施行規則第2条、第 5条 | | | |
| 227400A 都市整備理 表現市都市公園条例 第14条第1項 許可の取用し原状図度命令 表現市都市公園条例 京14条第1項 許可の取用し原状図度像の 中間の理像の 中間の 中間の理像の 中間の 中間の理像の 中間の 中間の理像の 中間の 中面の 中間の 中面の | 527300A | 都市整備課 | 茂原市都市公園条例 | 第13条 | | 茂原市都市公園条例施行規則第2条、第 | | | |
| 227500A 都市整備課 及原市都市公園条例 第16条 公園市政保証においる行為の 方面の地の園条例第4条、第5条、第6 会別 | 527400A 527500A | | | | | 茂原市都市公園条例第14条 | | | |
| 22700A | 527600A | 都市整備課 | 茂原市都市公園条例 | 第16条 | 許可(第4条第1項準用) | 条 茂原市都市公園条例施行規則第2条 | 分 | | |
| 227800A 都市登備課 茂原市都市公園条例 第16条 園庭の使用の許可(第6条形) 茂原市都市公園条例 第16条 公園予定区域におけら古四次 京原市都市公園条例第11条、第16条 公園予定区域におけら古の政 京原市都市公園条例第11条、第16条 公園予定区域におけら右科公園 京原市都市公園条例第11条、第16条 京原市都市公園条例第11条、第16条 京原市都市公園条例第11条、第16条 京原市都市公園条例第11条、第16条 京原市都市公園条例第11条、第16条 京原市都市公園条例第11条 京16条 京原市都市公園条例第11条 京16条 京原市都市公園条例第11条 京16条 京月 京月 京月 京月 京月 京月 京月 京 | 527700A | 都市整備課 | 茂原市都市公園条例 | 第16条 | 許可の変更(第4条第3項準用) | | | | |
| 257900A 都市整備課 茂原市都市公園条例 第10条 | 527800A | 都市整備課 | 茂原市都市公園条例 | 第16条 | 園施設の使用の許可(第8条第2 項準用) | 茂原市都市公園条例施行規則第2条 | | | |
| 252010A 日本学生 日本学 | 527900A | | | | び行為に関する使用料等の徴収(第11条第1項準用) 公園予定区域における有料公 | 表第2 | | | |
| 第10条 第10章 不到些处分 第10章 不到些处分 第10条 第10章 不到些处分 第10章 不到些处 第10章 不到些处分 第10章 不到些处分 第10章 不到些处分 第10章 不到些处分 第10章 不到些处 第10章 不到些处分 第10章 不到些处分 第10章 不到些处分 第10章 不到些处分 第10章 不到些处 第10章 不到些处分 第10章 不到性 | 528000A | 都市整備課 | 茂原市都市公園条例 | 第16条 | 収(第11条第2項準用) | | | | |
| 20mm | 528100A | 都市整備課 | 茂原市都市公園条例 | 第16条 | | | | | |
| 2528300A 都市整備課 茂原市都市公園条例 第16条 取消LLL版材包食命令等(第14 | 528200A | 都市整備課 | 茂原市都市公園条例 | 第16条 | 等の減免(第13条準用) | 茂原市都市公園条例施行規則第2条、第 | | | |
| 228400A | 528300A | 都市整備課 | 茂原市都市公園条例 | 第16条 | 取消し、原状回復命令等(第14 条第1項準用) | 茂原市都市公園条例第14条、第16条 | 不利益処分 | | |
| 26300A 部川市 画除 置等に関する条例 第12条第1項 原水田東中田町中 等に関する条例第12条 木村亜地方 付与 表別の設置及び管理に関する 表別第5条第1項 駐車料金等の徴収 表別第5条、別表 表別第5条、別表 表別第6条 表別第6条 表別第6条 表別第6条 表別第6条 表別第6条 表別第7条 表別第1条第 表別第1条第 表別第1条第 表別第1条第 表別第1条第 表別第1条第 表別第1条第 表別第1条第 表別第1条 | 528400A | 都市整備課 | 茂原市都市公園条例 | 第16条 | | 茂原市都市公園条例第14条、第16条 | 不利益処分 | | |
| 28600A 都市計画課 茂原市駐車場の設置及び管理に関す 第5条第1項 駐車料金等の徴収 条例第5条、別表 茂原市駐車場の管理及び運営に関する 規則第6条 表 表 表 表 表 表 表 表 表 | 528500A | 都市計画課 | | 第12条第1項 | 原状回復等措置命令 | 等に関する条例第12条 | 不利益処分 | | |
| 528700A 都市計画課 茂原市駐車場の設置及び管理に関す る条例 第6条 駐車料金の減免 条例第6条 茂原市駐車場の設置及び管理に関する 条例第7条 茂原市駐車場の設置及び管理に関する 条例第7条 茂原市駐車場の管理及び運営に関する 規則第9条 市民市駐車場の設置及び管理に関する 条例第7条 茂原市駐車場の管理及び運営に関する 規則第9条 申請に対する処 分 申請に対する処 分 中請に対する処 分 弁明の機会の 付与 528900A 都市計画課 茂原市駐車場の設置及び管理に関す る条例 第18条 過料 茂原市駐車場の設置及び管理に関する 条例第18条 不利益処分 付与 弁明の機会の 付与 529000A 都市整備課 茂原都市計画事業土地区画整理事業 施行条例 第15条第2項 基準地積の更正 茂原都市計画事業土地区画整理事業施 行条例第15条 茂原都市計画事業土地区画整理事業施 行条例第21条 申請に対する処 分 申請に対する処 分 申請に対する処 分 申請に対する処 分 申請に対する処 分 申請に対する処 分 一申請に対する処 分 一申請に対する処 分 一申請に対する処 分 一申請に対する処 分 一方 一方 上地区画整理事業施 行条例第21条 本 行条例第21条 申請に対する処 分 一方 一方 上地区画整理事業施 行条例第21条 中請に対する処 分 一方 一方 上地 | 528600A | 都市計画課 | | 第5条第1項 | 駐車料金等の徴収 | 条例第5条、別表 茂原市駐車場の管理及び運営に関する | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 528800A 都市計画課 茂原市駐車場の設置及び管理に関す る条例 第7条 駐車料金の還付 条例第7条 茂原市駐車場の管理及び運営に関する 規則第9条 申請に対する処分分分 528900A 都市計画課 茂原市駐車場の設置及び管理に関する 条例第18条 通料 茂原市駐車場の設置及び管理に関する 条例第18条 不利益処分 付与 529000A 都市整備課 茂原都市計画事業土地区画整理事業 施行条例 第15条第2項 基準地積の更正 茂原都市計画事業土地区画整理事業施 行条例施行規則第2条 申請に対する処分 分分 529100A 都市整備課 茂原都市計画事業土地区画整理事業 施行条例 第21条第2項 延滞金の徴収 茂原都市計画事業土地区画整理事業施 行条例第21条 不利益処分 適用除外 529200A 都市整備課 茂原都市計画事業土地区画整理事業施 施行条例 第21条第3項 延滞金の減免 茂原都市計画事業土地区画整理事業施 行条例第21条 中請に対する処 分別 529300A 下水道理 英原市公共下水道条例第4条 申請に対する処 | 528700A | 都市計画課 | | 第6条 | 駐車料金の減免 | 条例第6条 茂原市駐車場の管理及び運営に関する | | | |
| 529000A 部市計画課 る条例 第18家 週刊 条例第18条 八利益処力 付与 | 528800A | 都市計画課 | | 第7条 | 駐車料金の還付 | 条例第7条 茂原市駐車場の管理及び運営に関する | | | |
| | 528900A | 都市計画課 | | 第18条 | 過料 | 茂原市駐車場の設置及び管理に関する | 不利益処分 | | |
| 529100A 都市整備課 茂原都市計画事業土地区画整理事業 施行条例 第21条第2項 延滞金の徴収 茂原都市計画事業土地区画整理事業施行条例第21条 不利益処分 適用除外 529200A 都市整備課 茂原都市計画事業土地区画整理事業施行条例第21条 英原都市計画事業土地区画整理事業施行条例第21条 市請に対する処分分分 分分 529300A 下水道理 苗原市公共下水道条例 第24条第1項 排水鉛備等の計画の確認 茂原市公共下水道条例第4条 申請に対する処 | 529000A | 都市整備課 | 茂原都市計画事業土地区画整理事業 | 第15条第2項 | 基準地積の更正 | 茂原都市計画事業土地区画整理事業施 行条例第15条 茂原都市計画事業土地区画整理事業施 | | | |
| 529200A 都市整備課 茂原都市計画事業土地区画整理事業 第21条第3項 延滞金の減免 茂原都市計画事業土地区画整理事業施 申請に対する処分 分 | 529100A | 都市整備課 | | 第21条第2項 | 延滞金の徴収 | 茂原都市計画事業土地区画整理事業施 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 5293000 下水道理 茂原市公共下水道条例 第4条 申請に対する処 なんが は水砂体等の計画の確認 茂原市公共下水道条例第4条 申請に対する処 | 529200A | 都市整備課 | 茂原都市計画事業土地区画整理事業 | 第21条第3項 | 延滞金の減免 | 茂原都市計画事業土地区画整理事業施 | | | |
| 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 529300A | 下水道課 | 茂原市公共下水道条例 | 第4条第1項 | 排水設備等の計画の確認 | | | | |

| ID | 所管部署 | 例規名 | 根拠条項 | 処分の名称 | 基準規定 | 処分種別 | 聴聞・弁明手 続(不利益の み) | 個票備考 |
|--------------------|----------|-------------------------------|----------|----------------------------------|--|------------------|------------------------|---|
| 529310A | 下水道課 | 茂原市公共下水道条例 | 第4条第2項 | 排水設備等の計画の変更の確 認 | 茂原市公共下水道条例第4条 茂原市公共下水道条例施行規則第4条、 第5条 | 申請に対する処分 | | |
| 529400A | 下水道課 | 茂原市公共下水道条例 | 第13条第1項 | 使用料の徴収 | 茂原市公共下水道条例第13条、第14条、 別表第1 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 529500A | 下水道課 | 茂原市公共下水道条例 | 第15条 | 水質料金の徴収 | 茂原市公共下水道条例第15条、別表第2 茂原市公共下水道水質使用料金賦課徵 収規則第7条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 529600A | 下水道課 | 茂原市公共下水道条例 | 第17条 | 改善命令 特別の必要による公共ます及び | 茂原市公共下水道条例第17条 茂原市公共下水道条例第20条 | 不利益処分 申請に対する処 | | |
| 529700A 529800A | 下水道課下水道課 | 茂原市公共下水道条例 | 第21条第1項 | 取付管の新設等の許可占用の許可 | 茂原市公共下水道条例施行規則第16条 茂原市公共下水道条例第21条、第22条 | 分 申請に対する処 | | |
| 529900A | 下水道課 | 茂原市公共下水道条例 | 第21条第2項 | 占用料の徴収 | 茂原市公共下水道条例施行規則第17条 茂原市公共下水道条例第21条 茂原市道路占用料条例第2条、第3条、別 | 分 不利益処分 | 適用除外 | |
| | 下水道課 | 茂原市公共下水道条例 | 第26条第1項 | 特別使用の許可 | 表 茂原市公共下水道条例第26条 | 申請に対する処 | | |
| 530000A 530100A | 下水道課 | 茂原市公共下水道条例 | 第27条第1項 | 手数料の徴収 | 茂原市公共下水道条例第27条、別表第3 | 分 不利益処分 | 適用除外 | |
| 530200A | 下水道課 | 茂原市公共下水道条例 | 第28条 | 延滞金の徴収 | 茂原市公共下水道条例第28条 茂原市延滞金徵収条例第2条、第3条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 530300A | 下水道課 | 茂原市公共下水道条例 | 第29条 | 使用料等の減免 | 茂原市公共下水道条例第29条 茂原市公共下水道条例施行規則第20条 | 申請に対する処分 | | |
| 530400A | 下水道課 | 茂原市公共下水道条例 | 第31条 | 過料 | 茂原市公共下水道条例第31条 | 不利益処分 | 弁明の機会の | |
| 530500A | 下水道課 | 茂原市公共下水道条例 | 第32条 | 過料 | 茂原市公共下水道条例第32条 | 不利益処分 | 付与 弁明の機会の | |
| | | | | | | | 付与 弁明の機会の | |
| 530600A 530700A | 下水道課 | 茂原市公共下水道条例 茂原市水洗便所改造資金助成条例 | 第33条 | 助成の申請 | 茂原市公共下水道条例第33条 茂原市水洗便所改造資金助成条例第3 条、第4条、第6条 | 不利益処分 申請に対する処 | 付与 | |
| | 1 八足郎 | 汉水中外沙区河 改造员 亚列州水河 | 3,04 | SINCO TO BE | 茂原市水洗便所改造資金助成条例施行規則第3条 | 分 | | |
| 530800A | 下水道課 | 茂原市水洗便所改造資金助成条例 | 第10条 | 助成決定の取消し等 | 茂原市水洗便所改造資金助成条例第10 条 茂原市都市計画下水道事業受益者負担 | 不利益処分 | | |
| 530900A | 下水道課 | 茂原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 | 第7条 | 負担金の徴収猶予 | ルボロ部川市画 ドル 世界 東東 世紀 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | 申請に対する処分 | | |
| 531000A | 下水道課 | 茂原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 | 第8条第2項 | 負担金の減免 | 茂原市都市計画下水道事業受益者負担 に関する条例第8条 茂原市都市計画下水道事業受益者負担 に関する条例施行規則第10条、別表第2 | 申請に対する処分 | | |
| 531100A | 下水道課 | 茂原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則 | 第11条 | 徴収猶予の取消し等 | 茂原市都市計画下水道事業受益者負担 に関する条例施行規則第11条 | 不利益処分 | | |
| 531200A | 下水道課 | 茂原市下水道排水設備指定工事店規則 | 第3条第1項 | 指定工事店の指定 | 茂原市下水道排水設備指定工事店規則 第3条、第4条、第5条 | 申請に対する処分 | | |
| 531300A | 下水道課 | 茂原市下水道排水設備指定工事店規則 | 第5条第3項 | 指定工事店証の再交付 | 茂原市下水道排水設備指定工事店規則 第5条 | 申請に対する処分 | | |
| 531400A | 下水道課 | 茂原市下水道排水設備指定工事店規則 | 第8条第1項 | 指定の更新 | 茂原市下水道排水設備指定工事店規則 第4条、第7条、第8条 | 申請に対する処分 | | |
| 531500A | 下水道課 | 茂原市下水道排水設備指定工事店規則 | 第10条第2項 | 指定の取消し又は一時停止 | 茂原市下水道排水設備指定工事店規則 第10条 | 不利益処分 | | |
| 531600A | 下水道課 | 茂原市下水道排水設備指定工事店規 則 | 第14条第1項 | 責任技術者の業務の禁止又は 停止 | 茂原市下水道排水設備指定工事店規則 第14条 | 不利益処分 | | |
| 531700A | 都市計画課 | 千葉県屋外広告物条例 | 第6条第1項 | 許可地域等における許可(鉄道 車両に係るものを除く。) | 千葉県屋外広告物条例第6条、第6条の 2、第9条 | 申請に対する処分 | | 千葉県知事の 権限に属する事 務の処理の特 例に関する条例 別表による権限 移譲 |
| 531800A | 都市計画課 | 千葉県屋外広告物条例 | 第6条の2第3項 | 広告物活用地区における許可 (鉄道車両に係るものを除く。) | 千葉県屋外広告物条例第6条の2、第9条 千葉県屋外広告物条例施行規則第3条 | 申請に対する処分 | | 千葉県知事の 権限に属する事 務の処理の特 例に関する条例 別表による権限 移譲 |
| 531900A | 都市計画課 | 千葉県屋外広告物条例 | 第8条第2項 | 広告物等の許可(鉄道車両に係るものを除く。) | 干葉県屋外広告物条例第6条、第8条 干葉県屋外広告物条例施行規則第3条、 第10条、別表第6 | 申請に対する処分 | | 千葉県知事の 権限に属する事 務の処理の特 例に関する条例 別表による権限 移譲 |
| 532000A | 都市計画課 | 千葉県屋外広告物条例 | 第9条第3項 | 許可の更新 | 干葉県屋外広告物条例第6条、第6条の 2、第9条 干葉県屋外広告物条例施行規則第9条 | 申請に対する処分 | | 千葉県知事の 権限に属する事 務の処理の特 例に関する条例 別表による権限 移譲 |
| 532100A | 都市計画課 | 千葉県屋外広告物条例 | 第10条第1項 | 広告物等の変更及び改造の許 可 | 干葉県屋外広告物条例第6条、第6条の 2、第8条、第10条 干葉県屋外広告物条例施行規則第11 条、第12条 | 申請に対する処分 | | 千葉県知事の 権限に属する事 務の処理の特 例に関する条例 別表による権限 移譲 |
| 532200A | 都市計画課 | 千葉県屋外広告物条例 | 第12条 | 許可の取消し | 千葉県屋外広告物条例第9条、第10条、 第10条の2、第12条 | 不利益処分 | | 千葉県知事の 権限に属する事 務の処理の特 例に関する条例 別表による権限 移譲 |
| 532300A | 都市計画課 | 千葉県屋外広告物条例 | 第14条 | 措置の命令 | 干葉県屋外広告物条例第3条、第4条、第 5条、第6条、第6条の2、第10条、第13条、 第14条 | 不利益処分 | | 千葉県知事の 権限に属する事 務の処理の特 例に関する条例 別表による権限 移譲 |
| 532400A | 生涯学習課 | 千葉県文化財保護条例 | 第38条第1項 | 指定史跡名勝天然記念物の現 状変更等の許可 | 干葉県文化財保護条例第14条、第38条 干葉県文化財保護条例施行規則第9条、 第24条 | 申請に対する処分 | | 千葉県教育委 員会の権限に 属する事務の 処理の特例に 関する条譲 る権限移譲 |

| ID | 所管部署 | 例規名 | 根拠条項 | 処分の名称 | 基準規定 | 処分種別 | 聴聞・弁明手 続(不利益の み) | 個票備考 |
|---------|--------|---|---------|--|--|--------------|------------------------|---|
| 532500A | 生涯学習課 | 千葉県文化財保護条例 | 第38条第3項 | 指定史跡名勝天然記念物の現 状変更等の停止命令及び取消 し(第14条第4項準用) | 千葉県文化財保護条例第14条、第38条 | 不利益処分 | | 千葉県教育委 員会の権限の 属する事務のに 処理の特例に 関する条例によ る権限移譲 |
| 532600A | 学校教育課 | 茂原市スクールバス運行規則 | 第4条第1項 | 利用の申請 | 茂原市スクールバス運行規則第3条、第4 条、別表 | 申請に対する処 分 | | |
| 532700A | 子育て支援課 | 茂原市ひとり親家庭等医療費等の助 成に関する規則 | 第7条 | 受給資格の申請 | 茂原市ひとり親家庭等医療費等の助成に 関する規則第3条、第4条、第7条 | 申請に対する処 分 | | |
| 532800A | 子育て支援課 | 茂原市ひとり親家庭等医療費等の助 成に関する規則 | 第10条第3項 | 医療費等の助成 | 茂原市ひとり親家庭等医療費等の助成に 関する規則第5条、第6条、第10条、第11 条 | 申請に対する処 分 | | |
| 532900A | 子育て支援課 | 茂原市ひとり親家庭等医療費等の助 成に関する規則 | 第14条第1項 | 受給券の再交付 | 茂原市ひとり親家庭等医療費等の助成に 関する規則第14条 | 申請に対する処 分 | | |
| 533000A | 子育て支援課 | 茂原市ひとり親家庭等医療費等の助 成に関する規則 | 第16条 | 助成金の返還 | 茂原市ひとり親家庭等医療費等の助成に 関する規則第16条 | 不利益処分 | | |
| 533100A | 環境保全課 | 茂原市再生土の埋立て等規制条例 | 第4条 | 中止命令、原状回復命令 | 茂原市再生土の埋立て等規制条例第3 条、第4条 | 不利益処分 | 弁明の機会の 付与 | |
| 533200A | 環境保全課 | 茂原市土砂等の埋立て等による土壌 の汚染及び災害の発生の防止に関す る条例 | 第9条 | 特定事業の許可 | 茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第9条、第10条、第12条、第13条、第13条、第13条、第13条、第13条の汚った。第17条、茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第5条、第6条、第8条、第9条、第10条、第11条、別表第2 | 申請に対する処分 | | |
| 533300A | 環境保全課 | 茂原市土砂等の埋立て等による土壌 の汚染及び災害の発生の防止に関す る条例 | 第16条第1項 | 変更の許可 | 茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 第10条、第11条、第12条、第15条、第16 条 茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 施行規則第8条、第9条、別表第2 | 申請に対する処分 | | |
| 533400A | 環境保全課 | 茂原市土砂等の埋立て等による土壌 の汚染及び災害の発生の防止に関す る条例 | 第28条第1項 | 譲受けの許可 | 茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第12条、第17条、第28条 茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第10条、第26条 | 申請に対する処分 | | |
| 533500A | 環境保全課 | 茂原市土砂等の埋立て等による土壌 の汚染及び災害の発生の防止に関す る条例 | 第30条第1項 | 措置命令 | 茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第30条 | 不利益処分 | | |
| 533600A | 環境保全課 | 茂原市土砂等の埋立て等による土壌 の汚染及び災害の発生の防止に関す る条例 | 第30条第2項 | 措置命令 | 茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 第30条 | 不利益処分 | | |
| 533700A | 環境保全課 | 茂原市土砂等の埋立て等による土壌 の汚染及び災害の発生の防止に関す る条例 | 第30条第3項 | 措置命令 | 茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第30条 | 不利益処分 | | |
| 533800A | 環境保全課 | 茂原市土砂等の埋立て等による土壌 の汚染及び災害の発生の防止に関す る条例 | 第31条第1項 | 許可の取消し等 | 茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 第31条 | 不利益処分 | | |
| 533900A | 環境保全課 | 茂原市土砂等の埋立て等による土壌 の汚染及び災害の発生の防止に関す る条例 | 第32条第1項 | 廃止、完了、終了又は取消しに 伴う義務違反に対する措置命令 | 茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 第32条 | 不利益処分 | | |
| 534000A | 環境保全課 | 茂原市土砂等の埋立て等による土壌 の汚染及び災害の発生の防止に関す る条例 | 第32条第2項 | 廃止、完了、終了又は取消しに 伴う義務違反に対する措置命令 | 茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第32条 | 不利益処分 | | |
| 534100A | 環境保全課 | 茂原市土砂等の埋立て等による土壌 の汚染及び災害の発生の防止に関す る条例 | 第38条第1項 | 手数料の徴収 | 茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第38条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 534200A | 議会事務局 | 茂原市議会の個人情報の保護に関す る条例 | 第20条 | 保有個人情報の開示 | 茂原市議会の個人情報の保護に関する 条例第18条、第19条、第20条、第21条、 第22条、第23条、第25条、第26条 茂原市議会の個人情報の保護に関する 条例施行規程第9条、第10条 | 申請に対する処分 | | |
| 534300A | 議会事務局 | 茂原市議会の個人情報の保護に関す る条例 | 第30条第1項 | 開示請求の手数料の徴収 | 茂原市議会の個人情報の保護に関する 条例第30条、別表 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 534400A | 議会事務局 | 茂原市議会の個人情報の保護に関す る条例 | 第30条第4項 | 開示請求の手数料の減免 | 茂原市議会の個人情報の保護に関する 条例第30条 | 申請に対する処 分 | | |
| 534500A | 議会事務局 | 茂原市議会の個人情報の保護に関す る条例 | 第33条 | 保有個人情報の訂正 | 茂原市議会の個人情報の保護に関する 条例第31条、第32条、第33条、第35条、 第36条 茂原市議会の個人情報の保護に関する 条例施行規程第10条、第19条 | 申請に対する処分 | | |
| 534600A | 議会事務局 | 茂原市議会の個人情報の保護に関す る条例 | 第40条 | 保有個人情報の利用停止 | 茂原市議会の個人情報の保護に関する 条例第38条、第39条、第40条、第42条、 第43条 茂原市議会の個人情報の保護に関する 条例施行規程第10条、第24条 | 申請に対する処分 | | |
| 534700A | 議会事務局 | 茂原市議会の個人情報の保護に関す る条例 | 第57条 | 過料 | 茂原市議会の個人情報の保護に関する 条例第57条 | 不利益処分 | 弁明の機会の 付与 | |
| 534790A | 総務課 | 茂原市個人情報保護法等施行条例 | 第4条第1項 | 手数料の徴収 | 茂原市個人情報保護法等施行条例第4条 | 不利益処分 | 適用除外 | |
| 534800A | 総務課 | 茂原市個人情報保護法等施行条例 | 第4条第3項 | 手数料の減免 | 茂原市個人情報保護法等施行条例第4条 茂原市個人情報保護法施行細則第3条 | 申請に対する処分 | | |
| 534900A | 子育て支援課 | 茂原市児童手当事務処理規則 | 第10条 | 職権に基づく児童手当等額の減 額 | 茂原市児童手当事務処理規則第10条 | 不利益処分 | | |
| 535000A | 子育て支援課 | 茂原市児童手当事務処理規則 | 第11条 | 一般受給資格者の認定の取消し | 茂原市児童手当事務処理規則第11条 | 不利益処分 | | |
| 535100A | 子育て支援課 | 茂原市児童手当事務処理規則 | 第12条 | 施設等受給者の認定の取消し | 茂原市児童手当事務処理規則第12条 | 不利益処分 | | |
| 535200A | 子育て支援課 | 茂原市児童手当事務処理規則 | 第13条第2項 | 職権に基づく受給者の認定の取消し | 茂原市児童手当事務処理規則第13条 | 不利益処分 | | |
| 535300A | 子育て支援課 | 茂原市高校生等医療費の助成に関す る規則 | 第6条第1項 | 助成の申請 | 茂原市高校生等医療費の助成に関する 規則第3条、第4条、第5条、第6条、別表 | 申請に対する処 分 | | |
| | 子育て支援課 | 茂原市高校生等医療費の助成に関す | 第9条 | 助成の取消し及び返還 | 茂原市高校生等医療費の助成に関する | 不利益処分 | | |